

(第一類 第二号)

第十九回国会
衆議院

内閣委員會議錄 第九号

(四四五)

昭和二十九年三月十六日(火曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 稻村 順三君

理事大村 清一君 理事平井 義一君

理事八木 一郎君 理事山本 正一君

理事高瀬 傳君 理事下川儀太郎君

理事鈴木 義男君

大久保武雄君 木村 武雄君

永田 良吉君 船田 中君

栗山 博君 飛鳥田一雄君

田中 稔男君 宮吉 榮二君

辻 政信君

出席國務大臣

國務大臣 塚田十一郎君

國務大臣 木村篤太郎君

出席府政委員

行政管理局 菊池 義郎君

行政管理局次長 大野木克彦君

總務府事務官 岡部 史郎君

(行政管理局) 管理部長

保安政務次官 前田 正男君

保安庁次長 増原 恵吉君

保安庁長 上村健太郎君

官官房長 加藤 陽三君

保安庁局長 (人事局長)

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

三月四日

委員早稲田柳右エ門君辭任につき、
その補欠として中曾根康弘君が議長
の指名で委員に選任された。

同月十一日

委員中曾根康弘君辭任につき、その
補欠として早稲田柳右エ門君が議長
の指名で委員に選任された。

同月十二日

委員津雲國利君辭任につき、その補
欠として木村武雄君が議長の指名で
委員に選任された。

三月十日

行政機關職員定員法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第九一五号)

同月十三日

防衛庁設置法案(内閣提出第九四
五号)

自衛隊法案(内閣提出第九五五号)

同月三日

恩給の比例増額に関する請願(中井
一夫君紹介)(第二七九五号)

同(田中久雄君紹介)(第二七九六
号)

同(福田一君紹介)(第二七九七号)

同(堀原三郎君紹介)(第二七九八
号)

同(小平久雄君紹介)(第二八六七
号)

同(中川源一郎君紹介)(第二八九七
号)

同(加藤高藏君紹介)(第二八九八
号)

同(松永佛骨君紹介)(第二八九九
号)

同(栗田英男君紹介)(第二九〇〇
号)

再任特定郵便局長の在職年数通算に
関する請願外一件(本多市郎君紹介
(第二八四一号))
同外一件(江藤夏雄君紹介)(第二八
四二号)
同(大久保武雄君紹介)(第二八四三
号)
同(關谷勝利君紹介)(第二八四四
号)
同(相川勝六君紹介)(第二八九三
号)
同(村一勇君紹介)(第二八九四号)
同(岡本忠雄君紹介)(第二九七二
号)
同(濱田幸雄君紹介)(第二九七三
号)
同(迫水久常君紹介)(第二九七四
号)
恩給法の一部改正に関する請願(八
木一郎君紹介)(第二八六八号)
同(福田篤泰君紹介)(第二八九五
号)
同(安井大吉君紹介)(第二八九六
号)
恩給支給促進に関する請願(八木一
郎君紹介)(第二八九九号)
機構改革並びに行政整理に関する請
願(島上善五郎君紹介)(第二九〇一
号)
人権擁護局存置に関する請願(日井
莊一君紹介)(第二九二八号)
農林行政の機構縮小反対に関する請
願(高橋順一君紹介)(第二九六八
号)
農林省統計調査機構の拡充強化に関

する請願外二件(八百板正君紹介
(第二九七〇号))

同月五日

恩給の比例増額に関する請願外一件
(河本敏夫君紹介)(第二九八四号)
同(永井勝次郎君紹介)(第二九八五
号)
同(大高康君紹介)(第二九八六号)
同外四件(植木庚子郎君紹介)(第二
九八七号)
同(菅家喜六君紹介)(第三〇四一
号)
同(本間俊一君紹介)(第三〇四二
号)
同(武田信之助君紹介)(第三〇四三
号)
同(木村俊夫君紹介)(第三〇四四
号)
同(横路節雄君紹介)(第三〇四五
号)
同(小島徹三君紹介)(第三〇四六
号)
同(椎熊三郎君紹介)(第三〇四七
号)
恩給法の一部改正に関する請願(並
木芳雄君紹介)(第二九八八号)
同(小金義照君紹介)(第二九八九
号)
同(大久保武雄君紹介)(第二九九〇
号)
同(大藤唯男君紹介)(第三〇四八
号)
同(青野武一君紹介)(第三一一九
号)

同(山口シヅエ君紹介)(第三一二〇
号)

同(辻文雄君紹介)(第三一二一号)

同(吉田賢一君紹介)(第三一二二
号)

同(前田榮之助君紹介)(第三一二三
号)

同(日野古夫君紹介)(第三一二四
号)

同(矢尾喜三郎君紹介)(第三一二五
号)

同(門司亮君紹介)(第三一二六号)

同(山下春江君紹介)(第三一二七
号)

行政機關職員定員法第三条に基く建
設省職員定数規程一項の定数改正に
関する請願(青野武一君紹介)(第三
〇九号)

再任特定郵便局長の在職年数通算に
関する請願(吉武惠市君紹介)(第三
〇三七号)

同外一件(平井義一君紹介)(第三〇
三八号)

同(大橋武夫君紹介)(第三一一七
号)

同外一件(坂田道太郎君紹介)(第三
一一八号)

同(生田宏一君紹介)(第三一二四
号)

同(大平正芳君紹介)(第三一二五
号)

同(福田喜東君紹介)(第三一二六
号)

旧軍人中昭和八年徵募兵並びに志願
兵に対する恩給法の特別取扱等に関

防災庁設置に関する陳情書（岩手県消防協会会長佐々木卯右衛門）（第一

三二三号)
北陸財務局存置に関する陳情書(有

川県知事柴野和喜夫外二名（第一三二五号）

南九州財務局及び宮崎財務部存置に
関する陳情書（大分県宇佐郡安心院

町長矢野武夫)(第一三二六号)
同(大分県直入郡下竹田村長大塚三

徳)(第一三二七号)
同(日南市長井戸川一外一名)(第一

三二八号)
農林省畜産局と蚕糸局との合併反対

に関する陳情書（福島市福島県畜産指導農業協同組合連合会長直野保恩

外十名)(第一三二九号)
同外一件(福島県東白川北部畜産農

業協同組合長水野艶信外三名）（第一三三〇号）

同（群馬県養蚕農業協同組合連合会
会長近藤好一）（第一三三一号）

中小企業庁廃止反対に関する陳情書
（富山県商工組合中央会会長 広瀬重

造外一名)(第一三四九号)
郵政省建築部の移管反対に関する陳

情書（高知県東部特定郵便局長会長
岡北部会本山郵便局長杉本豊）（第一

機構改革案に伴う労働基準行政の地

方移讓反對の陳情書（京都市中京区
兩替町御池上ル金吹町四百五十一番

地京都地方労働基準審議会長末川博
外五名）（第一三五四号）

行政機構改革案並びにこれに伴う法

令に関する陳情書（徳島市徳島県獣医師会長巖詳瑞）（第一四九七号）

恩給法の改正に関する陳情書（岡山）

農林統計機構の拡充強化に関する陳情書（秩父市長高野利兵衛外七十五名）（第一五二一號）
 同外三件（大津市長上原茂次外三十五名）（第一五二三號）
 同月十日
 防災庁設置に関する陳情書（山形市旅籠町山形県消防協会長高橋熊次郎）（第一五七四號）
 恩給法の改正に関する陳情書（埼玉県連族連合会長小竹釘治）（第一五七五號）
 恩給の不均衡是正に関する陳情書（広島市広島県退職公務員連盟会長後藤真造外一名）（第一五七六號）
 内地服役戦傷病者に対する恩給支給の陳情書（山口県岩国市黒磯国立岩国病院戦傷病者岩崎榮）（第一五七七號）
 厚生省業務局存置に関する陳情書（下関市園田町山口県農業連合会下関支部長森東源義外九名）（第一五八〇號）
 農林統計機構の拡充強化に関する陳情書（東京都文京区本富士町東京大学教授近藤康男）（第一五八一號）
 林野行政機構改革に関する陳情書（大津市滋賀県経済農業協同組合連合会会長谷口久次郎外十二名）（第一五八二號）
 水産行政機構の拡充強化に関する陳情書外一件（東京都千代田区麹町一丁目十二番地全国漁業協同組合連合会会長理事木下辰雄外一名）（第一五八三號）
 行政制度の改革に関する陳情書（東海北陸七県議會議長会愛知縣議會議長池田駒平）（第一六四六號）
 郵政省建築部の移管反対に関する陳情書（高知県土佐郡長沢郵便局長中野内金基）（第一六七二號）
 同月十五日
 南九州財務局及び宮崎財務部存置に関する陳情書（大分県宇佐郡高並村長川野治吉）（第一八〇六號）
 東北興業株式会社の改革強化に関する陳情書（東北七県自治協同聯合会会長山形県知事村山道雄外十三名）（第一八〇九號）
 行政制度改革に関する陳情書（福井縣議會議長長谷川清）（第一八七一號）
 公務死に準ずる者に対する公務扶助料の支給又は援護法の適用に関する陳情書（福井縣議會議長長谷川清）（第一八七二號）
 北陸財務局存置に関する陳情書（福井縣議會議長長谷川清）（第一八七三號）
 自治功勞者に対する榮典制度の立法に関する陳情書（福井縣議會議長長谷川清）（第一八七六號）
 を本委員会に送付された。
 本日の會議に付した事件
 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第九一號）
 防衛庁設置法案（内閣提出第九四號）
 自衛隊法案（内閣提出第九五號）
 去る十日付託になりました行政機關職員定員法の一部を改正する法律案を議題とし、その趣旨の説明を求めます。塚田行政管理厅长官。
 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案
 行政機關職員定員法の一部を改正する法律
 行政機關職員定員法（昭和二十四年法律第二百六號）の一部を次のように改正する。
 第二条を次のように改める。
 （各行政機關の職員（定員）
 第二条 各行政機關の職員（定員は、左の表に掲げる通りとする。

郵政省	運輸省		通商産業省	
	本省	計	本省	計
	船員労働委員会 捕鯊審検再審査委員会 海上保安庁 海難審判庁	計	特許庁 中小企業庁	計
	一四、一六八人 五四人 一〇、六五七人 一七四人	二五、〇五八人	一一、二八八人 七三五人 一五九人	一三、一八二人
	二五二、一一一人			

合	建設省		労働省	
	本省	計	本省	計
	首都建設委員会	計	中央労働委員会 公共企業体等仲裁委員会 公共企業体等調停委員会	計
	一〇、一六七人	一〇、一六七人	一九、一五七人 八五人 一九人 一一四人	一九、三七五人
	六三三、〇四九人			

2 前項に定める大蔵省の職員は、定員の外、保税倉庫その他関税法規の適用上これに準ずる特殊の取扱をする場所に派出して税関の事務の一部を処理させるため、税関に必要な職員を置くことができるものとし、その定員は、政令で定める。

附則

- この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。但し、警察庁に関する部分は、警察法（昭和二十九年法律第 号）同法附則第一項但書に係る部分を除く。以下同じ。施行の日から施行する。
- 国家地方警察の職員は、定員は、四万五千二百七十九人とし、その定員をこえる員数の職員は、昭和二十九年四月一日から警察法施行の日の前日までの間に整理されるものとし、それまでの間は、定員の外に置くことができる。
- 国家地方警察の警察官で管区警察学校及び警察大学校に在籍する

職員は、警察法施行の日の前日までの間は、二千六百人を限り、前項に定める国家地方警察の職員の定員の外に置くことができる。

4 改正前の行政機関職員定員法第二条第三項の規定に基いて国家地方警察の職員として置かれた警察職員については、警察法施行の日の前日までの間は、第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 警察法施行の日の前日までの間は、警察を維持する町村が警察を維持しないこととなつた場合においては、第二項の規定にかかわらず、前項の警察職員の外、当該町村の警察職員を予算の範囲内において、国家地方警察の職員として置くことができるものとし、この場合の職員の定員は、政令で定める。

6 改正後の行政機関職員定員法（以下「新法」という。）第二条第一項の規定にかかわらず、調達庁の

- 職員は、昭和三十年六月三十日までの間は、三千七百四十八人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、三千四百六十六人とする。
- 新法第二条第一項の規定にかかわらず、文部省の本省の職員のうち国立学校の職員の定員は、昭和三十年六月三十日までの間は、六万三千三百六十九人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、六万六千八百八十七人とする。
- 新法第二条第一項の規定にかかわらず、厚生省の職員の定員は、昭和三十年六月三十日までの間は、四万四千二百八十四人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、四万三千八百六十六人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、四万三千三百八十三人とする。
- 各行政機関の職員の数は、昭和三十一年七月一日（警察庁については、警察法施行の日から十五月を経過する日の翌日）において、新法第二条第一項の定員（第六項から第八項までの規定が適用される場合においては、これらの規定によつて置くことができる昭和三十年六月三十日までの間の定員とする。）又はこ

- 三十一年七月一日（警察庁については、警察法施行の日から十五月を経過する日の翌日）において、新法第二条第一項の定員（前項の規定が適用される場合においては、これらの規定によつて置くことができる定員とする。）をこえないように、昭和二十九年四月一日から昭和三十年六月三十日までの間（警察庁については、警察法施行の日から十五月を経過する日までの間）に、整理されるものとし、それまでの間は、その定員をこえる員数の職員は、定員の外に置くことができる。
- 各行政機関においては、この法律の施行に伴い昭和二十九年四月一日（警察庁については、警察法施行の日）において新法第二条第一項の定員（第六項から第八項までの規定が適用される場合においては、これらの規定によつて置くことができる昭和三十年六月三十日までの間の定員とする。）又はこ
- 臨時待命を命ぜられ、又はその承認を受けた職員（以下「臨時待命職員」という。）は、国家公務員としての身分を保有するが、職務に従事しない。
- 臨時待命職員は、その臨時待命期間中は、新法第二条第一項の定

員(第二項及び第六項から第八項までの規定が適用される場合においては、これらの規定によつて置くことができる定員とする。)の外に置かれるものとする。

14 臨時待命職員には、その臨時待命の期間中は、国家人事委員会規則で定めるところにより、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に基く俸給、扶養手当及び勤務地手当(一般職の職員の給与に関する法律の適用を受けない者である職員にあつては、政令で定めるこれらに準ずる給与)を支給するものとし、その他の給与は、支給しないものとする。

15 臨時待命職員は、左に掲げる区分により、臨時待命を命ぜられ、又はその承認を受けた日から起算して臨時待命期間の満了する日の翌日から当然に国家公務員としての身分を失ふものとする。

勤続期間による区分		臨時待命期間
六月以上三年未満	の者	一月
三年以上五年未満	の者	二月
五年以上七年未満	の者	三月
七年以上十年未満	の者	四月
十年以上十五年未満	の者	六月
十五年以上二十年未満	の者	八月
二十年以上の者	の者	十月

員でなくなつた日からその効力を失ふ。

18 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第六條に規定する者である職員にその意に反して臨時待命を命ずる場合においては、同法同條の規定の適用はないものとする。

19 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第四條第一項但書の適用を受ける者である職員が臨時待命期間中、なかつたときは、その臨時待命期間中、なお同法同條但書の適用があるものとする。

20 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第四十條ノ二の規定及び国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第八十二号)第七條第四項の規定は、臨時待命期間については適用しない。

21 法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六條中「五十九人」を「五十七人」に改める。

22 会計検査院及び法制局においては、昭和二十九年四月一日において予算の減少又は定員の改正に伴い配置定数をこえることとなる員数の職員で配置転換が困難な事情にあるものについては、常時勤務する国家公務員で一般職に属するもの(二月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く)に、政令で定めるところにより、昭和二十九年六月三十日までの間に就いてその意に反して臨時待命を命じ、又はその申出に基いて臨時待

命を承認することができる。

23 前項の場合において、会計検査院については第十一項、第十二項、第十四項から第十七項まで及び第二十項の規定を準用し、法制局については第九項、第十一項から第十七項まで及び第二十項の規定を準用する。この場合において、第九項及び第十三項中「新法第二條第一項」とあるのは、「改正後の法制局設置法第六條」と読み替へるものとする。

24 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八條に規定する都道府県の職員及び警察法第五十五條に規定する地方警察官(以下「地方職員」という。)の数は、昭和三十一年七月一日(地方警察官については、警察法施行の日から十五日を経過する日の翌日)において、地方自治法附則第八條の規定に基く政令(地方警察官については、警察法第五十六條第一項の規定に基く政令)で定める定員をこえないように、昭和二十九年四月一日から昭和三十年六月三十日まで(地方警察官については、警察法施行の日から十五日を経過する日)の間、(地方警察官については、警察法施行の日から十五日を経過する日)に整理されるものとし、それまでの間は、その定員をこえることとなる員数の職員は、定員の外に置くことができる。

25 この法律の施行に伴い昭和二十九年四月一日(地方警察官については、警察法施行の日)において、地方自治法附則第八條の規定に基く政令若しくは警察法第五十六條第一項の規定に基く政令で定め

める定員又はこれに基き定められる配置定数をこえることとなる員数の常時勤務する地方職員(二月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く)で、配置転換が困難な事情にあるものについては、政令で定めるところにより、昭和二十九年六月三十日までの間(地方警察官については、警察法施行の日から三月を経過する日までの間)において、その地方職員にその意に反して臨時待命を命じ、又はその申出に基いて臨時待命を承認することができる。

26 前項の場合において、第十一項から第十七項まで及び第二十項の規定を準用する。この場合において、第十三項中「新法第二條第一項」とあるのは、「地方自治法附則第八條の規定に基く政令又は警察法第五十六條第一項の規定に基く政令で定める」と読み替へるものとする。

○塚田國務大臣 ただいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。

御承知のように、戦時から戦後に引続き複雑長大となつて参りました行政を簡素化し、わが国情にふさわしい行政体制を樹立することは、政府が常に意を用いて参つたところであります。すでに数回にわたり行政整理を断行して参つたのでありますが、なお現下の急務である自立経済を達成いたしますためには、できる限り行政費の節約を行うとともに、行政機構を合理化し、行政事務を簡素化し、かつ事務

能率の向上をはかることが必要でありますので、昨年来内閣に臨時行政改革本部を設け鋭意これにつき検討を加へて参つたのでありますが、ここに各省各庁の定員につき、その事務の実情に応じて、人員をできるだけ大幅に削減することといたしました。

今回提案いたしました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は、右の趣旨にのっとり、警察制度の改正に伴う定員の削減をもあわせて、行政機関の職員の定員を約六万人削減いたしますとともに、昭和二十九年年度における各省各庁の事業予算計画に即応して、必要最小限度の増員を認め、もつて行政機関全般の定員の適正化をはかるものとするものであります。しかしながらわが国経済の現状を考えますと、一挙に大量の整理を行いますことは、いかにかと考えられますので、退職者に対しては一定期間の臨時待命制度を設け、また各省各庁の事務の実情に応じて、整理期間にある程度の余裕を与へることにより、この人員整理を円滑に行うこととしたのであります。

次に法案の内容について申し上げます。第一に、今回の改正によりまして、第二條第一項の表におきまして、各行政機関の職員の定員の合計を現在の六十九万四千三百四十七人から六十三万三千四百九十九人に削減し、差引六万二千二百九十八人を減することといたしました。この内容の詳細につきましては、それぞれ主管省から御説明いたしますが、總括的に申し上げますれば、警察制度の改正に伴う削減のほかは主として各種行政事務の簡素合理化に伴う削減がおもなものであります。昭和

和二十九年年度の事業予定計画のうち、外務省の在外公館の新設に伴う増五十六人、大蔵省の入場税の国税移管及びしやし税の新設に伴う増千五百五十人、文部省の学年進行に伴う増三百九十九人、厚生省のらい療養所及び精神頭部療養所の増床に伴う増百六十一人、農林省の保安林整備対策に伴う増百人、運輸省の海上保安大学校の学年進行に伴う増八十人、郵政省の郵便及び電気通信業務等の増大に伴う増三千九百九十二人、建設省の營繕関係職員の増百三十人等必要最小限度の増員を差引いたものであります。

なお、人事院につきましては、国家公務員法の一部を改正する法律によつて、国家人事委員会となりますので、この改正案におきましても人事院を国家人事委員会として改めた上その新定員を定めております。

第二に、大蔵省の職員のうち、保税倉庫等特殊の場所に派出せられる税関特派職員につきましては、その特殊性にかんがみ、その定員は政令で定めることといたしました。

第三に、今回の改正は警察法の改正を予定いたしておりますが、警察法の改正法律が施行される日の前日までの間は、現在の国家地方警察が存続いたしますので、この改正法案が施行されるから警察法施行の日の前日までの間における国家地方警察に関する必要な経過措置並びに警察庁における臨時待命の特例等について附則で規定いたしました。

第四に、調達庁、文部省及び厚生省におきまして、事務の縮小に相当の期間を必要とするものにつきましては、それらの事情を考慮の上、必要な員

数の定員を一定期間を限り附則で経過的に新定員に附加して認めることといたしました。

第五に、定員の縮小に伴いまして附則で十五箇月を限り新定員を越える員数の職員を定員の外に置くことといたしました。これは昭和二十九年年度中において人員整理を行うことを原則としたが、例外として事務の特殊性により来年度にまたがる場合を考慮いたし、実人員の整理を円滑に実施するための措置であります。

第六に、さきに申し上げましたように、今回の人員整理におきましては、このたびの法律改正に伴い、定員または配置定数を越えることとなる職員で配置転換が困難な事情にあるものについて必要がある場合に臨時待命の制度を設けたのであります。この臨時待命を承認した後はこれを命ずることのできる期間、その身分と職務との関係、臨時待命の期間、その効力、臨時待命職員の受けるべき給与及び恩給法上の取扱ひ等につきまして、附則で必要な規定を設けるとともに、臨時待命職員を定員外とする旨を規定いたしました。

第七に、国立大学の学長、教員及び部局長にその意に反して臨時待命を行う場合には、教育公務員特例法第六條に規定する制限の規定の適用はないものであることを明らかにするとともに、郵政、国有林野、造幣、印刷、アルコール専売のいわゆる政府五現業の職員で、労働組合を結成し、または加入できない職員が臨時待命となつた場合には、主として給与の関係から、臨時待命期間中でも組合を結成し、または加入できないことといたしました。

第八に、会計検査院及び法制局についても、会計検査院においては予算の減少に伴い、法制局においては法制局設置法で規定する定員の縮小に伴い、配置定数を越えることとなる職員で配置転換が困難な事情にあるものについては、行政機関に準じて臨時待命の制度を設けることといたしました。

第九に、このたびの人員整理におきましては、定員法に定める職員のほか、地方自治法附則第八條に規定するいわゆる地方事務官及び技官についても整理を行うことといたし、また警察庁が発足いたしました場合に国家公務員である警察職員で都道府県警察に勤務する者についても整理を行うことといたしました。以上はいずれも国家公務員でありますので、これらの職員に対しても臨時待命を行ひ得ることとしたし、会計検査院及び法制局と同様の規定を設けることといたしました。

以上が、本改正法案の主要な内容であります。これらはいずれも現下のわが国力に相応する適正な行政機関の規模を定め、人員整理の円滑な実施を確保いたしますとともに、各省各庁の事業予定計画を確保するために必要な措置であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○稲村委員長 本法案に対する質疑は次会以後に譲ることといたします。

○稲村委員長 次いで去る十三日付託になりました防衛庁設置法案及び自衛隊法案を一括議題とし、その趣旨の説明を求めます。木村保安長官。

防衛庁設置法案

防衛庁設置法

保安庁法（昭和二十七年法律第二百六十五号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 防衛庁

第一節 通則（第二条―第九条）

第二節 内部部局（第十条―第二十条）

第三節 幕僚監部（第二十一条―第二十四条）

第四節 統合幕僚会議（第二十五条―第二十八条）

第五節 部隊及び機関（第二十九条―第三十条）

第六節 附属機関（第三十一条―第三十八条）

第七節 職員（第三十九条―第四十一条）

第三章 国防会議（第四十二条―第四十三条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、防衛庁の所掌事務の範囲及び権限を定め、且つ、その任務を能率的に遂行するに足る組織を定めるとともに、国防会議の設置について定めることを目的とする。

第二章 防衛庁

第一節 通則

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の規定に基づいて、總理府の外局として、防衛庁を置く。

（長官）

第三条 防衛庁の長は、防衛庁長官とし、國務大臣をもつて充てらる。

2 防衛庁長官（以下「長官」といふ。）は、内閣總理大臣の指揮監督を受け、庁務を統括し、所部の職員を任免し、且つ、その職務についてこれを統轄する。

3 前項の任命権の一部は、部内の上級の職員に委任することができ、

（防衛庁の任務）

第四条 防衛庁は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第一号）第二条第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊をいう。以下同じ。）を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする。

（防衛庁の権限）

第五条 防衛庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、この権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為を行うこと。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払を行うこと。

三 所掌事務の遂行に直接必要な庁舎、営舎、演習場等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な
装備品、船舶、航空機及び食糧
その他の需品(以下「装備品等」
と総称する)並びに役務を調達
すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員任免及び賞罰を行い、
その他職員の人事を管理するこ
と。

七 職員の厚生及び保健のため必
要な施設を設置し、及び管理す
ること。

八 職員に貸与する宿舍を設置
し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する文書、統計
及び調査資料を作成し、頒布
し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令
の定めるところに従い、必要な
措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行う
こと。

十二 防衛庁の公印を制定するこ
と。

十三 直接侵略及び間接侵略に対
しわが国を防衛し、わが国の平
和と独立を守り、国の安全を保
つため行動すること。

十四 公共の秩序を維持するため
特別の必要がある場合において
行動すること。

十五 海上における人命若しくは
財産の保護又は治安の維持のた
め特別の必要がある場合におい
て行動すること。

十六 天災地変その他の災害に際
して、人命又は財産の保護のた
め必要がある場合において行動
すること。

十七 海上における機雷その他の
爆発性の危険物の除去及び処理
を行うこと。

十八 領空侵犯に対する措置を講
ずること。

十九 自衛隊(自衛隊法第二条第
一項に規定する自衛隊をいう。
以下同じ)の訓練の目的に適合
する場合において、国、地方公
共団体等の土木工事等の施行の
委託を受け、及びこれを実施す
ること。

二十 所掌事務の遂行に必要な調
査及び研究を行うこと。

二十一 所掌事務の遂行に必要な
教育訓練を行うこと。

二十二 前各号に掲げるものの
外、法律(これに基く命令を含
む。)に基き防衛庁に属せられ
た機関

(自衛隊)

第六条 自衛隊の任務、自衛隊の部
隊及び機関の組織及び編成、自衛
隊に関する指揮監督、自衛隊の行
動及び権限等については、自衛隊
法の定めるところによる。

(定員)

第七条 職員(長官及び政務次官を
除く。以下同じ)の定員(二月以
内の期間を定めて雇用される者、
休職者及び非常勤の者を除く)は、
十六万四千五百三十八人とす
る。

2 前項の定員のうち、自衛官の定
数は、陸上自衛隊の自衛官(以下
「陸上自衛官」という。)十三万人、
海上自衛隊の自衛官(以下「海上自
衛官」という。)一万五千八百八人

及び航空自衛隊の自衛官(以下「航
空自衛官」という。)六千二百八十
七人に統合幕僚会議に所属する陸
上自衛官、海上自衛官及び航空自
衛官の数を加えたものとし、総計
十五万二千百十五人とする。

(次長)

第八条 防衛庁に、次長一人を置
く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整
理し、各部署及び機関の事務を監
督する。

(参事官)

第九条 防衛庁に、参事官八人以内
を置く。

2 参事官は、長官の命を受け、防
衛庁の所掌事務に関する基本的方
針の策定について長官を補佐す
る。

第二節 内部部局

第十条 防衛庁に、長官官房の外、
左の五局を置く。

防衛局

教育局

人事局

経理局

装備局

(長官官房の所掌事務)

第十一条 長官官房においては、防
衛庁の所掌事務に関し、左の事務
をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 長官の官印及び庁印の管守に
関すること。

三 公文書の接受、発送、編集及
び保管に関すること。

四 各部署及び機関との連絡調整
に関すること。

五 内部部局の分課、定員及び職
員の人事に関すること。

六 法令案その他の文書の審査に
関すること。

七 行政の考査に関すること。

八 広報に関すること。

九 前各号に掲げるものの外、他
の部局又は機関の所掌に属しな
い事務に関すること。

(防衛局の所掌事務)

第十二条 防衛局においては、左の
事務をつかさどる。

一 防衛及び警備の基本及び調整
に関すること。

二 自衛隊の行動の基本に関する
こと。

三 陸上自衛隊、海上自衛隊及び
航空自衛隊の組織、定員、編
成、装備及び配置の基本に関す
ること。

四 前各号の事務に必要な資料及
び情報の収集整理に関するこ
と。

(教育局の所掌事務)

第十三条 教育局においては、左の
事務をつかさどる。

一 職員の教育訓練の基本に関す
ること。

二 防衛研修所及び防衛大学校に
関すること。

(人事局の所掌事務)

第十四条 人事局においては、左の
事務をつかさどる。

一 職員の任免、分限、懲戒、服
務その他人事に関すること。

二 職員の補充、福利厚生及び保
健衛生の基本に関すること。

三 礼式、表彰及び服制並びに職

員の給与に関する制度に関する
こと。

四 公正審査会に関すること。

(経理局の所掌事務)

第十五条 経理局においては、左の
事務をつかさどる。

一 経費及び収入の予算及び決算
並びに会計及び会計の監査に関
すること。

二 物品の会計の基本に関するこ
と。

三 行政財産の管理並びに施設の
取得、維持及び管理の基本に関
すること。

四 建設本部に関すること。

(装備局の所掌事務)

第十六条 装備局においては、左の
事務をつかさどる。

一 装備品等の調達、補給、維持
及び管理並びに役務の調達の基
本に関すること。

二 装備品等の規格の統一及び研
究改善の基本に関すること。

三 技術研究所及び調達実施本部
に関すること。

(内部部局の職員)

第十七条 長官官房に官房長を、各
局に局長を置く。

2 官房長及び局長は、参事官をも
つて充てらる。

3 官房長は、命を受け、長官官房
の事務を掌理する。

4 局長は、命を受け、局務を掌理
する。

第十八条 内部部局に、課長、部員
その他所要の職員を置く。

2 課長は、命を受け、課務を掌理
する。

3 部員は、命を受け、課務に参画する。

(内部部局における自衛官の勤務)
第十九条 長官は、必要があると認めるときは、陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は第二十九條に規定する部隊若しくは機関(以下本条及び第二十三條第一項第四号において「部隊等」という。)に所属する自衛官を内部部局において勤務させることができる。

2 前項の自衛官は、その職務についてはその勤務を命ぜられた部局の長の指揮監督を、その身分上の事項についてはその所属する幕僚監部又は部隊等の長の監督を受けるものとする。

(官房長及び局長と幕僚長及び統合幕僚会議との関係)
第二十条 官房長及び局長は、その所掌事務に關し、左の事項について長官を補佐するものとする。

一 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に關する各般の方針及び基本的な実施計画の作成について長官の行う陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長に対する指示

二 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に關する事項に關して陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について長官の行う承認
三 統合幕僚會議の所掌する事項について長官の行う指示又は承認
四 陸上自衛隊、海上自衛隊又は

航空自衛隊に關し長官の行う一
般的監督

第三節 幕僚監部

(幕僚監部)
第二十一条 防衛庁に、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部(以下単に「幕僚監部」という。)を置く。

2 陸上幕僚監部は陸上自衛隊の、海上幕僚監部は海上自衛隊の、航空幕僚監部は航空自衛隊のそれぞれの職務に關する長官の幕僚機関とする。

3 幕僚監部に、部及び課を置く。
4 前項に定めるものの外、幕僚監部の内部組織は、政令で定める。

(幕僚長)
第二十二條 陸上幕僚監部の長を陸上幕僚長とし、海上幕僚監部の長を海上幕僚長とし、航空幕僚監部の長を航空幕僚長とする。

2 陸上幕僚長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚長は海上自衛官をもつて、航空幕僚長は航空自衛官をもつて充てる。

3 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長(以上單に「幕僚長」という。)は、長官の指揮監督を受け、幕僚監部の事務を掌理する。

(幕僚監部の所掌事務)
第二十三條 陸上幕僚監部は陸上自衛隊に關し、海上幕僚監部は海上自衛隊に關し、航空幕僚監部は航空自衛隊に關してそれぞれ左の事務をつかさどる。

一 防衛及び警備に關する計画の立案に關すること。
二 教育訓練、行動、編成、裝備、配置、情報、經理、調達、

補給及び保健衛生並びに職員の人
事及び補充の計画の立案に關
すること。

三 隊務の能率的運営の調査及び
研究に關すること。

四 部隊等の管理及び運営の調整
に關すること。

五 長官の定めた方針又は計画の
執行に關すること。

六 その他長官の命じた事項に關
すること。

2 長官は、必要があると認める場
合には、前項の規定にかかわら
ず、一の幕僚監部に他の幕僚監部
の事務の一部を処理させることが
できる。

(幕僚監部の職員)
第二十四條 陸上幕僚監部に陸上幕
僚副長を、海上幕僚監部に海上幕
僚副長を、航空幕僚監部に航空幕
僚副長を置く。陸上幕僚副長は陸
上自衛官をもつて、海上幕僚副長は
海上自衛官をもつて、航空幕僚副
長は航空自衛官をもつて充てる。

2 陸上幕僚副長、海上幕僚副長及
び航空幕僚副長(以下單に「幕僚
副長」という。)は、それぞれ幕僚
長を助け、幕僚長に事故があると
き、又は幕僚長が欠けたときは、
その職務を行う。

3 陸上幕僚監部に陸上幕僚長及び
陸上幕僚副長の外所要の陸上自衛
官を、海上幕僚監部に海上幕僚長
及び海上幕僚副長の外所要の海上
自衛官を、航空幕僚監部に航空幕
僚長及び航空幕僚副長の外所要の
航空自衛官を置く。

4 幕僚長、幕僚副長及び自衛官の
外、幕僚監部に、事務官、技官そ
の他所要の職員を置く。

の他所要の職員を置く。

第四節 統合幕僚會議

(統合幕僚會議)
第二十五條 防衛庁に、統合幕僚會
議を置く。

(統合幕僚會議の所掌事務)
第二十六條 統合幕僚會議は、左の
事項について長官を補佐する。

一 統合防衛計画の作成及び幕僚
監部の作成する防衛計画の調整
に關すること。

二 統合後方補給計画の作成及び
幕僚監部の作成する後方補給計
画の調整に關すること。

三 統合訓練計画の万針の作成及
び幕僚監部の作成する訓練計画
の方針の調整に關すること。

四 出動時における自衛隊に對す
る指揮命令の統合調整に關する
こと。

五 防衛に關する情報の収集及び
調査に關すること。

六 その他長官の命じた事項に關
すること。

(統合幕僚會議の構成)
第二十七條 統合幕僚會議は、議長
並びに陸上幕僚長、海上幕僚長及
び航空幕僚長をもつて組織する。

2 議長は、専任とし、自衛官をも
つて充てる。議長たる自衛官は、
自衛官の最上位にあるものとする。

3 議長は、統合幕僚會議の会務を
總理する。

4 統合幕僚會議の議事の運営につ
いては、長官が定める。
(統合幕僚會議の事務局)
第二十八條 統合幕僚會議に、事務
局を置く。

2 事務局に、事務局長を置き、自
衛官をもつて充てる。

3 事務局長は、議長の命を受け、
幕僚會議の事務をつかさどる。

4 事務局に、事務局長の外、自衛
官、事務官その他所要の職員を置
く。

5 事務局の内部組織については、
政令で定める。

第五節 部隊及び機關

(部隊及び機關)
第二十九條 防衛庁に、陸上幕僚
長、海上幕僚長又は航空幕僚長の
監督を受ける陸上自衛隊、海上自
衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機
関を置く。

2 前項の部隊の組織及び編成並び
に機關の組織及び所掌事務は、自
衛隊法の定めるところによる。

(部隊及び機關の職員)
第三十條 前条の部隊及び機關に、
自衛官を置く外、事務官、技官、
教官その他所要の職員を置くこと
ができる。

第六節 附屬機關

(附屬機關)
第三十一條 防衛庁に、左の附屬機
関を置く。

防衛研修所

防衛大学校

技術研究所

建設本部

調達実施本部

(防衛研究所)

第三十二條 防衛研究所は、自衛隊
の管理及び運営に關する基本的な
調査研究をすることと、三等陸
尉、三等海尉及び三等空尉以上の

自衛官（以下「幹部自衛官」といふ。）その他の幹部職員の教育訓練を行う機関とする。

2 防衛研究所は、東京都に置く。

3 防衛研究所の内部組織は、総理府令で定める。

（防衛大学校）

第三十三条 防衛大学校は、幹部自衛官となるべき者を教育訓練する機関とする。

2 防衛大学校は、神奈川県に置く。

3 防衛大学校の内部組織は、総理府令で定める。

（技術研究所）

第三十四条 技術研究所は、自衛隊の装備品等についての技術的調査研究、考案、設計、試作及び試験並びに自衛隊において必要とされる事項についての科学的調査研究を行う機関とする。

2 技術研究所は、東京都に置く。

3 技術研究所の内部組織は、総理府令で定める。

（建設本部）

第三十五条 建設本部は、自衛隊の施設の取得及び建設工事の実施を行うとともに、長官の定めるところにより、行政財産を管理する機関とする。

2 建設本部は、東京都に置く。

3 建設本部の内部組織は、政令で定める。

（調達実施本部）

第三十六条 調達実施本部は、自衛隊の任務遂行に必要な装備品等及び役務で長官の定めるところの調達を行う機関とする。

2 調達実施本部は、東京都に置く。

3 調達実施本部の内部組織は、政令で定める。

（地方機関）

第三十七条 技術研究所、建設本部及び調達実施本部の事務の一部を分掌させるため、所要の地に地方機関を置くことができる。

2 地方機関の名称、位置及び内部組織は、総理府令で定める。

（附属機関の職員）

第三十八条 防衛研究所、防衛大学校、技術研究所、建設本部及び調達実施本部に、自衛官、事務官、技官、教官その他所要の職員を置くことができる。

2 防衛大学校の学生の員数は、第七條第一項に規定する職員の定員外とする。

第七節 職員

第三十九条 自衛官は、命を受け、自衛隊の職務を行う。

（事務官、技官及び教官）

第四十条 事務官は、命を受け、事務に従事する。

2 技官は、命を受け、技術（教育に関するものを除く。）に従事する。

3 教官は、命を受け、教育に従事する。

（職員の身分取扱）

第四十一条 この法律に定めるものの外、防衛庁に置かれる職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する事項並びに階級及び服制については、自衛隊法の定めるところによる。

第三章 国防会議

（国防会議）

第四十二条 国防に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、国防会議を置く。

2 内閣総理大臣は、左の事項については、国防会議にはからなければならない。

一 国防の基本方針

二 防衛計画の大綱

三 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱

四 防衛出動の可否

五 その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項

3 国防会議は、国防に関する重要事項につき、必要に応じて、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。

（国防会議の構成等）

第四十三条 国防会議の構成その他国防会議に関し必要な事項は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 海上公安法（昭和二十七年法律第二百六十七号）は、廃止する。

3 改正前の保安庁法の規定による保安庁の長官官房若しくは各局、第一幕僚部若しくは第二幕僚部、保安研究所、保安大学校若しくは技術研究所又は第一幕僚長若しくは第二幕僚長の監督を受ける部隊その他の機関は、それぞれこの法律の相当規定による防衛庁の長官官房若しくは各局、陸上幕僚

監部若しくは海上幕僚監部、防衛研究所、防衛大学校若しくは技術研究所又は陸上幕僚長若しくは海上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関となるものとする。

4 技術研究所は、第三十四条第二項の規定にかかわらず、当分の間、神奈川県に置く。

5 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五十六條第七項中「保安庁」を「防衛庁」に改める。

6 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項第十五号中「保安庁（海上公安法を除く。）」を「防衛庁」に改める。

7 建設省設置法（昭和二十三年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第二十六号中「保安庁」を「防衛庁」に改める。

8 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十二條第二項第三号中「保安庁」を「防衛庁」に改める。

9 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「保安庁」を「防衛庁」に改め、運輸省の項中「海難審判庁」を「海上保安庁」に改め、「海難審判庁」を「海難審判庁」に改める。

10 検察審査会法（昭和二十三年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第十三号中「保安官及び警備官」を「自衛官」に改める。

11 総理府設置法（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「保安庁」を「防衛庁」に改める。

第十八條の表中

保安庁

保安庁

保安庁

保安庁

保安庁

保安庁

保安庁

保安庁

保安庁

保安庁

保安庁

保安庁

保安庁

保安庁

保安庁

保安庁

保安庁

保安庁

保安庁

保安庁

保安庁

保安庁

保安庁

自衛隊法案

自衛隊法

目次

第一章 総則(第一条—第六条)	第八章 雑則(第九十七—第一百十七條)
第二章 指揮監督(第七—第九條)	第九章 罰則(第一百十八—第一百二十二條)
第三章 部隊	
第一節 陸上自衛隊の部隊の組織及び編成(第十—第十四條)	
第二節 海上自衛隊の部隊の組織及び編成(第十五—第十九條)	
第三節 航空自衛隊の部隊の編成等(第二十—第二十二條)	
第四節 部隊編成の特例及び委任規定(第二十三—第二十五條)	
第四章 機関(第二十四—第三十條)	
第五章 隊員	
第一節 通則(第三十一—第三十四條)	
第二節 任免(第三十五—第四十一條)	
第三節 分限、懲戒及び保障(第四十二—第五十一條)	
第四節 服務(第五十二—第六十五條)	
第五節 予備自衛官(第六十六—第七十五條)	
第六章 自衛隊の行動(第七十六—第八十六條)	
第七章 自衛隊の権限(第八十七—第九十六條)	

第八章 雑則(第九十七—第一百十七條)
第九章 罰則(第一百十八—第一百二十二條)
附則 第一章 総則
(この法律の目的)
第一条 この法律は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定めることを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「自衛隊」とは、防衛庁長官(以下「長官」という。)及び防衛政務次官並びに防衛庁の次長、参事官、内部部局、統合幕僚会議及び附属機関並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を含むものとする。
2 この法律において「陸上自衛隊」とは、陸上幕僚監部並びに陸上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関を含むものとする。
3 この法律において「海上自衛隊」とは、海上幕僚監部並びに海上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関を含むものとする。
4 この法律において「航空自衛隊」とは、航空幕僚監部並びに航空幕僚長の監督を受ける部隊及び機関を含むものとする。
5 この法律において「隊員」とは、防衛庁設置法(昭和二十九年法律第 号)第七條第一項に規定する職員をいうものとする。
(自衛隊の任務)
第三条 自衛隊は、わが国の平和と

独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当るものとする。
2 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする。
(自衛隊の旗)
第四条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、自衛隊旗又は自衛隊艦旗を自衛隊の部隊又は自衛艦に交付する。
2 前項の自衛隊旗及び自衛艦旗の制式は、政令で定める。
(表彰)
第五条 隊員又は防衛庁の附属機関若しくは自衛隊の部隊若しくは機関で、功績があつたものに対しては長官又はその委任を受けた者が、特に顕著な功績があつたものに対しては内閣総理大臣が表彰する。
2 前項に定めるものの外、自衛隊の表彰に關し必要な事項は、政令で定める。
(礼式)
第六条 自衛隊の礼式は、總理府令の定めるところによる。
第二章 指揮監督
(内閣総理大臣の指揮監督権)
第七条 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。
(長官の指揮監督権)
第八条 長官は、内閣総理大臣の指

揮監督を受け、自衛隊の隊務を統括する。但し、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける部隊及び機関(以下「部隊等」という。)に対する長官の指揮監督は、それぞれ当該幕僚長を通じて行うものとする。
(幕僚長の職務)
第九条 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長(以下「幕僚長」という。)は、長官の指揮監督を受け、それぞれ陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務及び所部の隊員の服務を監督する。
2 陸上幕僚長は陸上自衛隊の隊務に關し、海上幕僚長は海上自衛隊の隊務に關し、航空幕僚長は航空自衛隊の隊務に關しそれぞれ最高の専門的助言者として長官を輔佐する。
8 幕僚長は、それぞれ部隊等に対する長官の命令を執行する。
第三章 部隊
第一節 陸上自衛隊の部隊の組織及び編成
(編成)
第十条 陸上自衛隊の部隊は、方面隊、管区隊その他の長官直轄部隊とする。
2 方面隊は、方面總監部及び管区隊その他の直轄部隊から成る。
3 管区隊は、管区總監部及び連隊その他の直轄部隊から成る。
(方面總監)
第十一条 方面隊の長は、方面總監とする。
2 方面總監は、長官の指揮監督を受け、方面隊の隊務を統括する。

(管区總監)
第十二条 管区隊の長は、管区總監とする。
2 管区總監は、長官(方面隊に屬する管区隊の管区總監にあつては、方面總監)の指揮監督を受け、管区隊の隊務を統括する。
(方面隊及び管区隊の名称等)
第十三条 方面隊及び管区隊の名称並びに方面總監部及び管区總監部の名称及び所在地は、別表第一のとおりとする。
2 特別の事由によつて方面隊及び管区隊並びに方面總監部及び管区總監部(以下本条中「方面隊等」という。)を増置し、若しくは廃止し、又は方面隊等の名称及び所在地を変更する必要がある場合には、国会の閉会中であるときは、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。
(部隊の長)
第十四条 方面隊及び管区隊以外の部隊の長は、長官の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括する。
第二節 海上自衛隊の部隊の組織及び編成
(編成)
第十五条 海上自衛隊の部隊は、自衛艦隊、地方隊その他の長官直轄部隊とする。
2 自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及

び護衛隊群、警戒隊群若しくは掃海隊群のうち二以上のもの又はこれらにその他の部隊を加えたものから成る。

3 地方隊は、地方総監部及び護衛隊、警戒隊、掃海隊、基地隊、航空隊その他の部隊から成る。但し、地方総監部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(自衛艦隊司令)

第十六条 自衛艦隊の長は、自衛艦隊司令とする。

2 自衛艦隊司令は、長官の指揮監督を受け、自衛艦隊の隊務を統括する。

(地方総監)

第十七条 地方隊の長は、地方総監とする。

2 地方総監は、長官の指揮監督を受け、地方隊の隊務(自衛艦隊その他の長官直轄部隊に対する補給その他長官の定める事項を含む。)を統括する。

(部隊の長)

第十八条 自衛艦隊及び地方隊以外の部隊の長は、長官の定めるところにより、上告の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括する。

(地方隊の名称等)

第十九条 地方隊の名称並びに地方総監部の名称及び所在地は、別表第二のとおりとする。

2 特別の事由によつて地方隊及び地方総監部を増置し、若しくは廃止し、又は地方隊及び地方総監部の名称及び所在地を變更することができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

地方隊及び地方総監部を増置し、若しくは廃止し、又は地方隊及び地方総監部の名称及び所在地を變更することができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

第三節 航空自衛隊の部隊の編成等

(編成)

第二十條 航空自衛隊の部隊は、航空教育隊その他の長官直轄部隊とする。

2 航空自衛隊の部隊の長は、長官の定めるところにより、上告の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括する。

(航空教育隊の名称等)

第二十一條 航空教育隊の名称及び所在地は、政令で定める。

第四節 部隊編成の特例及び委任規定

(特別の部隊の編成)

第二十二條 内閣総理大臣は、第七十六條第一項、第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定により自衛隊の出動を命じた場合には、特別の部隊を編成することができる。

2 長官は、第八十二條の規定による海上における警備行動、第八十三條第二項の規定による災害派遣、訓練その他の理由に因り必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成することができる。

(委任規定)

第二十三條 本章に定めるものの外、自衛隊の部隊の組織、編成及び警備区域に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 機關

第二十四條 防衛庁に置かれる陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機關の種類は、左のとおりとする。但し、海上自衛隊又は航空自衛隊については、その一部を置かないことができる。

一 學校

二 補給処

三 病院

四 地方連絡部

2 前項に規定するものの外、自衛隊の業務遂行上特に必要がある場合には、政令で定めるところにより、臨時に陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機關を置くことができる。

(學校)

第二十五條 學校において、隊員に對しその職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、それぞれ各種部隊の運用等に関する調査研究を行う。

(學校)

2 學校に、校長を置き、自衛官をもつて充てる。

(補給処)

第二十六條 補給処においては、自衛隊の需品、火器、彈藥、航空機、施設器材、通信器材、衛生器材等の調達、保管、補給又は整備及びこれらに関する調査研究を行う。

(補給処)

2 補給処に、処長を置き、自衛官をもつて充てる。

(病院)

2 病院に、病院長を置き、自衛官又は技官をもつて充てる。

(地方連絡部)

2 地方連絡部に、地方連絡部長を置き、自衛官をもつて充てる。

(地方連絡部)

2 地方連絡部長は、長官の定めるところにより、方面総監又は管区総監の指揮監督を受け、部務を掌理する。

(特別の事務)

第二十八條 長官は、必要があると認めるときは、校長、処長又は病院長に校務、処務又は院務以外の事務を処理させることができる。この場合においては、長官は、これらの事務について方面総監、管区総監又は地方総監に校長、処長又は病院長を指揮監督させることができる。

(特別の事務)

2 海上自衛隊の自衛官の階級は、海將、海將補、一等海佐、二等海佐、三等海佐、一等海尉、二等海尉、三等海尉、一等海士、二等海士、三等海士及び三等海士とす。

(階級)

第三十三條 自衛官、防衛大學校の學生(以下「學生」という。)その他

3 処長は、長官の定めるところにより、処務を掌理する。但し、長官は、必要があると認める場合には、方面総監、管区総監又は地方総監に指揮監督させることができる。

(病院)

第二十七條 病院においては、隊員その他政令で定める者の診療を行うとともに、医療その他の衛生に關する調査研究を行う。

(病院)

2 病院に、病院長を置き、自衛官又は技官をもつて充てる。

(病院)

2 病院長は、長官の定めるところにより、院務を掌理する。但し、長官は、必要があると認める場合には、方面総監、管区総監又は地方総監に指揮監督させることができる。

(病院)

2 病院に、病院長を置き、自衛官又は技官をもつて充てる。

(病院)

2 病院長は、長官の定めるところにより、院務を掌理する。但し、長官は、必要があると認める場合には、方面総監、管区総監又は地方総監に指揮監督させることができる。

(病院)

2 病院に、病院長を置き、自衛官又は技官をもつて充てる。

(病院)

(特別の事務)

2 海上自衛隊の自衛官の階級は、海將、海將補、一等海佐、二等海佐、三等海佐、一等海尉、二等海尉、三等海尉、一等海士、二等海士、三等海士及び三等海士とす。

(階級)

2 海上自衛隊の自衛官の階級は、海將、海將補、一等海佐、二等海佐、三等海佐、一等海尉、二等海尉、三等海尉、一等海士、二等海士、三等海士及び三等海士とす。

(階級)

2 海上自衛隊の自衛官の階級は、海將、海將補、一等海佐、二等海佐、三等海佐、一等海尉、二等海尉、三等海尉、一等海士、二等海士、三等海士及び三等海士とす。

(階級)

2 海上自衛隊の自衛官の階級は、海將、海將補、一等海佐、二等海佐、三等海佐、一等海尉、二等海尉、三等海尉、一等海士、二等海士、三等海士及び三等海士とす。

(階級)

2 海上自衛隊の自衛官の階級は、海將、海將補、一等海佐、二等海佐、三等海佐、一等海尉、二等海尉、三等海尉、一等海士、二等海士、三等海士及び三等海士とす。

(階級)

2 海上自衛隊の自衛官の階級は、海將、海將補、一等海佐、二等海佐、三等海佐、一等海尉、二等海尉、三等海尉、一等海士、二等海士、三等海士及び三等海士とす。

(階級)

2 海上自衛隊の自衛官の階級は、海將、海將補、一等海佐、二等海佐、三等海佐、一等海尉、二等海尉、三等海尉、一等海士、二等海士、三等海士及び三等海士とす。

(階級)

2 海上自衛隊の自衛官の階級は、海將、海將補、一等海佐、二等海佐、三等海佐、一等海尉、二等海尉、三等海尉、一等海士、二等海士、三等海士及び三等海士とす。

(階級)

2 海上自衛隊の自衛官の階級は、海將、海將補、一等海佐、二等海佐、三等海佐、一等海尉、二等海尉、三等海尉、一等海士、二等海士、三等海士及び三等海士とす。

(階級)

2 海上自衛隊の自衛官の階級は、海將、海將補、一等海佐、二等海佐、三等海佐、一等海尉、二等海尉、三等海尉、一等海士、二等海士、三等海士及び三等海士とす。

第三十條 本章に定めるものの外、機關の名称、位置、所掌事務、補給処の支処その他の地方機關の設置その他機關に關し必要な事項は、政令で定める。

(委任規定)

第三十一條 職員(以下「職員」という。)の任用、休職、復職、退職、免職補職及び懲戒処分は、長官又はその委任を受けた者が行う。

(任命権者)

第三十二條 陸上自衛隊の自衛官の階級は、陸將、陸將補、一等陸佐、二等陸佐、三等陸佐、一等陸尉、二等陸尉、三等陸尉、一等陸士、二等陸士、三等陸士及び三等陸士とする。

(自衛官の階級)

第三十三條 自衛官、防衛大學校の學生(以下「學生」という。)その他

(任命権者)

第三十一條 職員(以下「職員」という。)の任用、休職、復職、退職、免職補職及び懲戒処分は、長官又はその委任を受けた者が行う。

(任命権者)

第三十二條 陸上自衛隊の自衛官の階級は、陸將、陸將補、一等陸佐、二等陸佐、三等陸佐、一等陸尉、二等陸尉、三等陸尉、一等陸士、二等陸士、三等陸士及び三等陸士とする。

(自衛官の階級)

第三十三條 自衛官、防衛大學校の學生(以下「學生」という。)その他

(任命権者)

第三十一條 職員(以下「職員」という。)の任用、休職、復職、退職、免職補職及び懲戒処分は、長官又はその委任を受けた者が行う。

(任命権者)

第三十二條 陸上自衛隊の自衛官の階級は、陸將、陸將補、一等陸佐、二等陸佐、三等陸佐、一等陸尉、二等陸尉、三等陸尉、一等陸士、二等陸士、三等陸士及び三等陸士とする。

(自衛官の階級)

第三十三條 自衛官、防衛大學校の學生(以下「學生」という。)その他

(任命権者)

第三十一條 職員(以下「職員」という。)の任用、休職、復職、退職、免職補職及び懲戒処分は、長官又はその委任を受けた者が行う。

(任命権者)

第三十二條 陸上自衛隊の自衛官の階級は、陸將、陸將補、一等陸佐、二等陸佐、三等陸佐、一等陸尉、二等陸尉、三等陸尉、一等陸士、二等陸士、三等陸士及び三等陸士とする。

(自衛官の階級)

第三十三條 自衛官、防衛大學校の學生(以下「學生」という。)その他

(任命権者)

第三十一條 職員(以下「職員」という。)の任用、休職、復職、退職、免職補職及び懲戒処分は、長官又はその委任を受けた者が行う。

(任命権者)

第三十二條 陸上自衛隊の自衛官の階級は、陸將、陸將補、一等陸佐、二等陸佐、三等陸佐、一等陸尉、二等陸尉、三等陸尉、一等陸士、二等陸士、三等陸士及び三等陸士とする。

(自衛官の階級)

第三十三條 自衛官、防衛大學校の學生(以下「學生」という。)その他

(任命権者)

第三十一條 職員(以下「職員」という。)の任用、休職、復職、退職、免職補職及び懲戒処分は、長官又はその委任を受けた者が行う。

第三十二條 陸上自衛隊の自衛官の階級は、陸將、陸將補、一等陸佐、二等陸佐、三等陸佐、一等陸尉、二等陸尉、三等陸尉、一等陸士、二等陸士、三等陸士及び三等陸士とする。

第三十條 本章に定めるものの外、機關の名称、位置、所掌事務、補給処の支処その他の地方機關の設置その他機關に關し必要な事項は、政令で定める。

(委任規定)

第三十一條 職員(以下「職員」という。)の任用、休職、復職、退職、免職補職及び懲戒処分は、長官又はその委任を受けた者が行う。

(任命権者)

第三十二條 陸上自衛隊の自衛官の階級は、陸將、陸將補、一等陸佐、二等陸佐、三等陸佐、一等陸尉、二等陸尉、三等陸尉、一等陸士、二等陸士、三等陸士及び三等陸士とする。

(自衛官の階級)

第三十三條 自衛官、防衛大學校の學生(以下「學生」という。)その他

(任命権者)

第三十一條 職員(以下「職員」という。)の任用、休職、復職、退職、免職補職及び懲戒処分は、長官又はその委任を受けた者が行う。

(任命権者)

第三十二條 陸上自衛隊の自衛官の階級は、陸將、陸將補、一等陸佐、二等陸佐、三等陸佐、一等陸尉、二等陸尉、三等陸尉、一等陸士、二等陸士、三等陸士及び三等陸士とする。

(自衛官の階級)

第三十三條 自衛官、防衛大學校の學生(以下「學生」という。)その他

(任命権者)

第三十一條 職員(以下「職員」という。)の任用、休職、復職、退職、免職補職及び懲戒処分は、長官又はその委任を受けた者が行う。

(任命権者)

第三十二條 陸上自衛隊の自衛官の階級は、陸將、陸將補、一等陸佐、二等陸佐、三等陸佐、一等陸尉、二等陸尉、三等陸尉、一等陸士、二等陸士、三等陸士及び三等陸士とする。

(自衛官の階級)

第三十三條 自衛官、防衛大學校の學生(以下「學生」という。)その他

(任命権者)

第三十一條 職員(以下「職員」という。)の任用、休職、復職、退職、免職補職及び懲戒処分は、長官又はその委任を受けた者が行う。

(任命権者)

第三十二條 陸上自衛隊の自衛官の階級は、陸將、陸將補、一等陸佐、二等陸佐、三等陸佐、一等陸尉、二等陸尉、三等陸尉、一等陸士、二等陸士、三等陸士及び三等陸士とする。

(自衛官の階級)

第三十三條 自衛官、防衛大學校の學生(以下「學生」という。)その他

(任命権者)

第三十一條 職員(以下「職員」という。)の任用、休職、復職、退職、免職補職及び懲戒処分は、長官又はその委任を受けた者が行う。

(任命権者)

第三十二條 陸上自衛隊の自衛官の階級は、陸將、陸將補、一等陸佐、二等陸佐、三等陸佐、一等陸尉、二等陸尉、三等陸尉、一等陸士、二等陸士、三等陸士及び三等陸士とする。

(自衛官の階級)

第三十三條 自衛官、防衛大學校の學生(以下「學生」という。)その他

(任命権者)

第三十一條 職員(以下「職員」という。)の任用、休職、復職、退職、免職補職及び懲戒処分は、長官又はその委任を受けた者が行う。

第三十二條 陸上自衛隊の自衛官の階級は、陸將、陸將補、一等陸佐、二等陸佐、三等陸佐、一等陸尉、二等陸尉、三等陸尉、一等陸士、二等陸士、三等陸士及び三等陸士とする。

その勤務の性質上制服を必要とする職員は、総理府令で定める。

(非常勤の隊員の特例)

第三十四条 予備自衛官以外の非常勤の隊員に対する本章の規定の適用については、その職務と責任の特殊性に基いて、政令で同章に定める制限を緩和し、又は排除することができる。

第二節 任免

(職員の採用)

第三十五条 隊員の採用は、試験によるものとする。但し、試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

2 前項の試験及び選考その他職員の採用の方法及び手続に關し必要な事項は、総理府で定める。
(陸士長等の任用期間及びその延長)

第三十六条 陸士長、一等陸士、二等陸士及び三等陸士(以下「陸士長等」といふ)は、二年を任用期間として任用されるものとする。但し、長官の定める特殊の技術を必要とする職務を担当する陸士長等は、その志願に基き、三年を任用期間として任用されることができる。

2 前項の規定は、陸士長等で、志願に基き陸曹候補者の指定を受けた者のうち長官の定めるものについては、適用しない。

3 第一項の任用期間の起算日は、採用の日とする。但し、三等陸曹以上の階級から降任された場合に於ては降任の日、前項に規定す

る陸曹候補者の指定を受けた者のうち長官の定めるものがその指定を取り消された場合に於ては当該指定を取り消された日とする。

4 長官は、陸士長等の任用期間が満了した場合において、当該陸士長等が志願をしたときは、引き続き二年を任用期間としてこれを任用することができる。この場合における任用期間の起算日は、引き続き任用された日とする。

5 長官は、任用期間を定めて任用されている陸士長等が任用期間が満了したことに因り退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認める場合には、当該陸士長等が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられていた場合に於ては一年以内、その他の場合に於ては六月以内の期間を限り、任用期間を延長することができる。

(職員の昇任)

第三十七条 職員の昇任は、勤務実績若しくは功勞に基く選考又は試験によるものとする。

2 前項の選考及び試験その他隊員の昇任の方法及び手続に關し必要な事項は、総理府令で定める。
(欠格事項)

第三十八条 左の各号の一に該当する者は、隊員となることができない。

- 一 禁治産者及び準禁治産者
- 二 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 法令の規定による懲戒免職の

処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 隊員は、前項各号の一に該当するに至つたときは、総理府令で定める場合を除き、当然失職する。
(人事に關する不正行為の禁止)

第三十九条 何人も、隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職、懲戒処分その他の人事に關する行為を不正に実現し、又は不正にその実現を妨げる目的をもつて、金錢その他の利益を授受し、提供し、若しくはその授受を要求し、若しくは約束し、脅迫、強制その他これに類する方法を用い、又は公の地位を利用し、若しくはその利用を提供し、要求し、若しくは約束し、あるいはこれらの行為に關与してはならない。

(退職の承認)

第四十条 長官又はその委任を受けた者は、隊員が退職することを申し出た場合において、これを承認することが自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認めるときは、その退職について政令で定める特別の事由がある場合を除いては、任用期間を定めて任用されている陸士長等にあつてはその任用期間内において必要な期間、その他の隊員にあつては自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間その退職を承認しないことができる。

(条件附採用)

第四十一条 隊員の採用は、すべて条件附のものとし、その隊員がその職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなる。

2 条件附採用に關し必要な事項及び条件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、総理府令で定める。

第三節 分限、懲戒及び保障

(身分保障)

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

- 一 勤務成績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合の外、その職務に必要な適格性を欠く場合
- 四 組織、編成若しくは定員の改定又は予算の減少に因り、免職又は過員を生じた場合

第四十三条 隊員は、左の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合を除き、その意に反して休職にされることがない。

- 一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に關し起訴された場合

(休職の効果)

第四十四条 休職の期間は、政令で

定める。但し、前条第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

2 休職者は、隊員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

3 休職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給与を支給しない。

4 長官又はその委任を受けた者は、休職者について休職の事由が消滅したときは、政令で定める場合を除き、直ちにその者を復職させなければならない。

(停年及び停年後の任用)

第四十五条 自衛官(陸士長等を除く。以下本条中同じ)の停年は、勤務の性質に應じ、階級ごとに政令で定める。

2 長官は、自衛官が停年に達したことに因り退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられていた場合に於ては一年以内の期間を限り、その他の場合に於ては六月以内の期間を限り、当該自衛官が停年に達した後も引き続き自衛官として勤務させることができる。

(懲戒処分)

第四十六条 隊員が左の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、降任、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 二 隊員たるにふさわしくない行為のあつた場合

三 その他この法律又はこの法律に基く命令に違反した場合

(懲戒の効果)

第四十七條 懲戒処分としての降任は、階級又は職務の級の二級又は二級以下位の階級又は職務の級にくだすものとする。

2 停職の期間は、一年以内とする。停職中は、隊員としての身分を保有するが、特に命ぜられた場合を除いては、職務に従事することを停止される。

3 停職中は、法令で別段の定をする場合を除き、給与を支給しない。

4 減給は、一年以内の期間、俸給の五分の一以下を減ずるものとする。

(学生の分限及び懲戒の特例)

第四十八條 防衛大学の長(以下本条中「学校長」という。)は、学生が成績不良又は心身の故障のため修学の見込みがないと認める場合には、その意に反して退校を命ずることができる。

2 学校長は、学生が左の各号の一に該当する場合には、その意に反して休学を命ずることができる。

一 心身の故障のため長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 学校長は、学生が左の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として、退校、停学又は戒告の処分をすることができる。一 学生としての義務に違反し、又は学業を怠つた場合

二 学生たるにふさわしくない行為があつた場合

三 その他この法律又はこの法律に基く命令に違反した場合

4 学生が第一項又は前項の規定により退校にされた場合には、当然退職するものとする。

5 前項に定めるものの外、学生の分限及び懲戒の効果に関し必要な事項は、政令で定める。

(審査の請求及び公正審査会)

第四十九條 隊員は、その意に反して、降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合には、長官に対して、その審査を請求することができる。

2 長官は、前項の審査の請求を受けた場合には、これを公正審査会に付議しなければならない。

3 長官は、前項の規定により付議した処分に対する公正審査会の判定があつたときは、その判定に従つて必要な措置をとらなければならない。

4 公正審査会は、防衛庁に置く。

5 審査の請求の手續並びに公正審査会の組織及び運営は、政令で定める。

(適用除外)

第五十條 第四十二條から第四十四條まで及び前条の規定は、条件附採用期間中の隊員、臨時的に任用された隊員及び学生については、適用しない。

(委任規定)

第五十一條 本節に定めるものの外、隊員の分限及び懲戒に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 服務

(服務の本旨)

第五十二條 隊員は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養ひ、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもつて専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め、もつて国民の負託にこたへることを期するものとする。

(服務の宣誓)

第五十三條 隊員は、総理府令で定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(勤務態勢及び勤務時間等)

第五十四條 隊員は、何時でも職務に従事することのできる態勢になければならない。

2 隊員の勤務時間及び休暇は、勤務の性質に応じ、総理府令で定める。

(指定場所に居住する義務)

第五十五條 自衛官は、総理府令で定めるところに従い、長官が指定する場所に居住しなければならない。

(職務遂行の義務)

第五十六條 隊員は、法令に従い、誠実にその職務を遂行するものとし、職務上の危険若しくは責任を回避し、又は上官の許可を受けな

い職務を離れてはならない。

(上官の命令に服従する義務)

第五十七條 隊員は、その職務の遂行に当つては、上官の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(品位を保つ義務)

第五十八條 隊員は、常に品位を重んじ、いやしくも隊員としての信用を傷つけ、又は自衛隊の威信を損するような行為をしてはならない。

2 自衛官及び学生は、長官の定めるところに従い、制服を着用し、服装を常に端正に保たなければならない。

(秘密を守る義務)

第五十九條 隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

2 隊員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表する場合には、長官の許可を受けなければならない。その職を離れた後も、同様とする。

3 前項の許可は、法令に別段の定めがある場合を除き、拒むことができない。

(職務に専念する義務)

第六十條 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛庁以外の国家機関の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職につくことができない。

3 隊員は、自己の職務以外の防衛庁の職務を行い、又は防衛庁以外の国家機関の職を兼ね、若しくは地方公共団体の機関の職につく場合においても、総理府令で定める

場合を除き、給与を受けることができない。

(政治的行為の制限)

第六十一條 隊員は、政党又は政令で定める政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、政令で定める政治的行為をしてはならない。

2 隊員は、公選により公職の候補者となることができない。

3 隊員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

(私企業からの隔離)

第六十二條 隊員は、営利を目的とする会社その他の団体の役員若しくは顧問の地位その他これらに相当する地位につき、又は自ら営利企業を営んではならない。

2 隊員は、その離職後二年間は、営利を目的とする会社その他の団体の地位で、離職前五年以内に從事していた職務と密接な関係のあるもので総理府令で定めるものについて行はならない。

3 前二項の規定は、職員が総理府令で定める基準に従い行う長官の承認を受けた場合には、適用しない。

(他の職又は事業の関与制限)

第六十三條 隊員は、報酬を受けて、第六十條第二項に規定する国家機関及び地方公共団体の機関の職並びに前条第一項の地位以外の職又

2 予備自衛官の員数は、一万五千

第一項の規定による防衛招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている場合において、当該自衛官が予備自衛官に採用され、又は引き続き任用された

3 第一項の防衛招集命令により招集された予備自衛官は、辞令を免せられることなく、防衛招集に応じて出頭した日をもつて、現に指

の日の当該自衛官の階級を指定されたものとする。

8 第六十八条第三項の規定により任用期間が延長されていた自衛官が防衛招集を解除された場合にお

の外、第七十条第一項に規定する
防衛招集命令書及び前条第一項に
規定する訓練招集命令書に記載す
べき事項、防衛招集命令及び訓練
招集命令の発令の手段その他防衛

招集及び訓練招集に關し必要な事項は、政令で定める。

(不利な取扱の禁止)

第七十三條 何人も、被用者を求め、又は求職者の採否を決定する場合においては、予備自衛官である者に対し、その予備自衛官であることを理由として不利な取扱をしてはならない。

2 すべて使用者は、被用者が予備自衛官であること又は予備自衛官にならうとしたことを理由として、その者を解雇し、その他これに對して不利な取扱をしてはならない。

(住所変更の届出)

第七十四條 予備自衛官は、住所を変更したとき、心身の故障のため長期の休養を要するに至つたとき、又は不具廢疾となつたときは、政令で定めるところにより、長官に對し、すみやかに、その旨を届け出なければならぬ。

2 予備自衛官は、防衛招集又は訓練招集に支障を來すことのないように、常にその所在を同居の親族その他政令で定める者に明らかにしておかなければならない。

3 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、長官に對し、すみやかに、その旨を届け出なければならぬ。

(適用除外)

第七十五條 第四十一條、第三節、第五十四條第一項、第六十條第二項及び第三項並びに第六十一條から第六十三條までの規定は、予備自衛官については、適用しない。

第七十三條までの規定は、予備自衛官については、適用しない。

第七十一條第一項の規定による訓練招集命令により招集されている予備自衛官については、適用があるものとする。

2 第四十一條、第六十條第二項及び第三項並びに第六十二條及び第六十三條の規定は、第七十條第三項の規定により自衛官となつていない者については、適用しない。

第六章 自衛隊の行動

第七十六條 内閣総理大臣は、外部からの武力攻撃（外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む。）に際して、わが國を防衛するため必要があると認める場合には、國會の承認（衆議院が解散されているときは、日本國憲法第五十四條に規定する緊急集会による參議院の承認。以下本項及び次項において同じ。）を得て、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができ、

2 前項但書の規定により國會の承認を得ないで出動を命じた場合には、内閣総理大臣は、直ちに、これにつき國會の承認を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、又は出動の必要がなくなつたときは、直ちに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

(防衛出動待機命令)

第七十七條 長官は、事態が緊迫し、前条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、これに對処するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部又は一部に對し出動待機命令を発することができ、

(命令による治安出動)

第七十八條 内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができ、

2 内閣総理大臣は、前項の規定による出動を命じた場合には、出動を命じた日から二十日以内に國會に付議して、その承認を求めなければならない。但し、國會が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される國會において、すみやかに、その承認を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、又は出動の必要がなくなつたときは、すみやかに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

(治安出動待機命令)

第七十九條 長官は、事態が緊迫し、前条第一項の規定による治安出動命令が発せられることが予測される場合において、これに對処するため必要があると認めるときは、

内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部又は一部に對し出動待機命令を発することができ、

2 前項の場合においては、長官は、國家公安委員會と緊密な連絡を保つものとする。

(海上保安庁の統制)

第八十條 内閣総理大臣は、第七十六條第一項又は第七十八條第一項の規定による自衛隊の全部又は一部に對する出動命令があつた場合において、特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部をその統制下に入れることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により海上保安庁の全部又は一部をその統制下に入れた場合には、政令で定めるところにより、長官にこれを指揮させるものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による統制につき、その必要がなくなつたと認める場合には、すみやかに、これを解除しなければならない。

(要請による治安出動)

第八十一條 都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、当該都道府県の都道府県公安委員會と協議の上、内閣総理大臣に對し、部隊等の出動を要請することができる。

り、部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、内閣総理大臣に對し、すみやかに、部隊等の撤収を要請しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の要請があつた場合又は部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、すみやかに、部隊等の撤収を命じなければならない。

5 都道府県知事は、第一項に規定する要請をした場合には、事態が収つた後、すみやかに、その旨を当該都道府県の議會に報告しなければならない。

6 第一項及び第三項に規定する要請の手続は、政令で定める。

(海上における警備活動)

第八十二條 長官は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊を海上において必要な行動をとることを命ずることができる。

(災害派遣)

第八十三條 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を長官又はその指定する者に要請することができる。

し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3 庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

4 第一項の要請の手續は、政令で定める。

(領空侵犯に対する措置)

第八十四条 長官は、外国の航空機が国際法規又は航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したときは、自衛隊の部隊に対し、これを着陸させ、又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる。

(長官と国家公安委員会との相互の連絡)

第八十五条 内閣総理大臣は、第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定による出動命令を発するに際しては、長官と国家公安委員会との相互の間に緊密な連絡を保たせるものとする。

(関係機関との連絡及び協力)

第八十六条 第七十六條第一項、第七十八條第一項、第八十一條第二項及び第八十三條第二項の規定により部隊等が行動する場合には、当該部隊等及び当該部隊等に関係のある都道府県知事、市町村長、警察消防機関その他の国又は地方

公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

第七章 自衛隊の権限

(武器の保有)

第八十七条 自衛隊は、その任務の遂行に必要な武器を保有することができる。

(防衛出動時の武力行使)

第八十八條 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。

2 前項の武力行使に際しては、国際的法規及び慣例によるべき場合にあつてはこれを遵守し、且つ、事態に應じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとする。

(治安出動時の権限)

第八十九條 警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十号)の規定は、第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替へるものとする。

2

前項において準用する警察官職務執行法第七條の規定により自衛官が武器を使用するに、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六條又は第三十七條に該当する場合を除き、当該部隊指揮官の命令によりなければならぬ。

八十一條第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、前条の規定により武器を使用する場合の外、左の各号の一に該当すると認める相当の理由があるときは、その事態に應じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

一 職務上警護する人、施設又は物件が暴行又は侵害を受け、又は受けようとする明白な危険があり、武器を使用する外、他にこれを排除する適当な手段がない場合

二 多衆集合して暴行若しくは脅迫をし、又は暴行若しくは脅迫をしようとする明白な危険があり、武器を使用する外、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第九十一條 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第十六條、第十七條第一項及び第十八條の規定は、第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

(防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限)

第九十二條 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、第八十八條の規定により武力を行使する外、必要に應じ、公共の秩序を維持するため行動することができる。

2 警察官職務執行法及び第九十條第一項の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行つた職務の執行について、海上保安庁法第十六條、第十七條第一項及び第十八條の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行つた職務の執行について準用する。この場合において、警察官職務執行法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替へるものとする。

3 第八十九條第二項の規定は、前項において準用する警察官職務執行法第七條又はこの法律第九十條第一項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

(海上における警備行動時の権限)

第九十三條 警察官職務執行法第七條の規定は、第八十二條の規定により行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。

2 海上保安庁法第十六條、第十七條第一項及び第十八條の規定は、第八十二條の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

3 第八十九條第二項の規定は、第一項において準用する警察官職務執行法第七條の規定により武器を使用する場合について準用する。

(災害派遣時の権限)

第九十四條 警察官職務執行法第四條並びに第六條第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にいらない場合に限り、第八十三條第二項の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替へるものとする。

2 海上保安庁法第十六條の規定は、第八十三條第二項の規定により派遣を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

(武器等の防護のための武器の使用)

第九十五條 自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、航空機、車両又は液体燃料を職務上警護するに当り、人又は武器、弾薬、火薬、航空機、車両若しくは液体燃料を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に應じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。但し、刑法第三十六條又は第三十七條に該当する場合の外、人に危害を与へてはならない。

(部内の秩序維持に専従する者の権限)

第九十六條 自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、左の各号に掲げる犯罪については、政

令で定めるものを除き、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察職員として職務を行う。

一 自衛官並びに陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学生及び訓練招集に依りて予備自衛官（以下本条中「隊員」という。）の犯した犯罪又は職務に従事中の隊員に対する犯罪その他の隊員の職務に關し隊員以外の者の犯した犯罪

二 自衛隊の使用する船舶、庁舎、倉庫その他の施設内における犯罪

三 自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪

2 前項の規定により司法警察職員として職務を行う自衛官のうち、三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の者は司法警察職員とし、その他の者は司法巡査とする。

3 警察官職務執行法第七條の規定は、第一項の自衛官の職務の執行について準用する。

第八章 雜則

（募集事務の一部委任）

第九十七條 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に關する事務の一部を行つ。

2 長官は、警察庁及び都道府県警察に對し、自衛官の募集に關する事務の一部について協力を求めることができる。

3 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに

前項の規定により都道府県警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。

（学資金の貸与）

第九十八條 長官は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（大学院を含む。）に在學する学生で、政令で定める學術を専攻し、修學後その専攻した學術を応用して自衛隊に勤務しようとする者に對し、選考により學資金を貸与することができる。

2 前項の貸与金の額は、政令で定める。

3 第一項の貸与金には、利息を附さない。

4 長官は、學資金の貸与を受けた者が左の各号の一に該當する場合に、政令で定めるところにより、その貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

一 修學後政令で定める年数以上継続して隊員であつたとき。

二 修學後隊員であつた者が公務に因る災害のため心身に故障を生じ、第四十二條第二号の規定に該當して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該當して免職されたとき。

三 死亡又は不具廢疾に因り貸与金の返還ができなくなつたとき。

5 前四項に定めるものの外、學資金の貸与及び返還に關し必要な事項は、政令で定める。

（機雷等の除去）

第九十九條 海上自衛隊は、長官の命を受け、海上における機雷その

他の爆発性の危險物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

（土木工事等の受託）

第一百條 長官は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合に、国、地方公共団体その他政令で定めるものの土木工事、通信工事その他政令で定める事業の施行の委託を受け、及びこれを実施することができる。

2 前項の事業の受託に關し必要な事項は、政令で定める。

（海上保安庁等との關係）

第一百一條 自衛隊と海上保安庁、航空保安事務所、氣象官署、地理調査所、日本国有鐵道及び日本電信電話公社（以下本条中「海上保安庁等」という。）は、相互に常に緊密な連絡を保持しなければならない。

2 長官は、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認める場合には、海上保安庁等に對し協力を求めることができる。この場合においては、海上保安庁等は、特別の事情のない限り、これに應じなければならない。

（自衛艦旗等）

第一百二條 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶は、長官の定めるところにより、国旗及び第四條第一項の規定により交付された自衛艦旗その他の旗を掲げなければならない。

2 自衛隊の使用する航空機は、自衛隊の航空機であることを明らかに識別することができるような標識を付さなければならない。

3 自衛艦その他の自衛隊の使用す

る船舶又は自衛隊の使用する航空機以外の船舶又は航空機は、第一項に規定する旗若しくは前項に規定する標識又はこれらにまさらない旗若しくは標識を掲げ、又は付してはならない。

4 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶の掲げる第四條第一項の規定により交付された自衛艦旗以外の旗及び自衛隊の使用する航空機の付する標識の制式は、長官が定め、官報で告示する。

（防衛出動時における物資の収用等）

第七十六條第一項の規定

により自衛隊が出動を命ぜられ、当該自衛隊の行動に係る地域において自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基き、病院、診療所その他政令で定める施設（以下本条中「施設」という。）を管理し、土地、家屋若しくは物資（以下本条中「土地等」という。）を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に對してその取り扱ひ、物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。但し、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、長官又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行うことができる。

2 第七十六條第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合においては、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域においても、都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基き、自衛隊の任務遂行上必要があると認めるときは、内閣総理大臣が告示して定められた地域内に限り、前項の規定の例により、施設の管理、土地等の使用若しくは物資の収用を行い、又は取扱物資の保管命令を発し、また、当該地域内にある医療、土木建築工事又は輸送を業とする者に對して、当該地域内においてこれらの者が現に従事している医療、土木建築工事又は輸送の業務と同種の業務で長官又は政令で定める者が指定したものに從事することを命ずることができる。

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第十二條第二項及び第三項並びに第十三條の規定は、前二項の規定により施設を管理を命じ、土地等を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用する場合について、同法第十二條第二項、第二十四條第五項及び第二十九條の規定は、前項の規定により医療、土木建築工事又は輸送に従事する者を長官又は政令で定める者の指定した業務に従事させる場合について準用する。

4 第二項に規定する医療、土木建築工事又は輸送に従事する者の範囲は、政令で定める。

5 前四項に定めるものの外、第七十六條第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合における施設の管理、土地等の使用、物資の保管命令、物資の収用又は業務従事命令について必要な手続は、政令で定める。

(公衆電気通信設備の利用等)

- 第四百四條 長官は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行上必要があると認める場合には、緊急を要する通信を確保するため、郵政大臣に対し、公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第三條第三項第三号に掲げる者が設置する電気通信設備を使用することに関し必要な措置をとることを求めることができる。
- 2 郵政大臣は、前項の要求があつたときは、その要求に沿うように適當な措置をとるものとする。
- (訓練のための漁船の操業の制限又は禁止)
- 第五百五條 内閣総理大臣は、自衛隊の行う訓練のため水面を使用する必要があるときは、農林大臣及び関係都道府県知事の意見を聞き、一定の区域及び期間を定めて、漁船の操業を制限し、又は禁止することができ。
- 2 国は、前項の規定による制限又は禁止により、当該区域において従来適法に漁業を営んでいた者が漁業経営上さうむつた損失を補償する。
- 3 前項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。
- 4 前二項の規定による損失の補償を受けようとする者は、その者の住所を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 5 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならない。
- 7 前項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日から三十日以内に、内閣総理大臣に対して異議の申立をすることができる。
- 8 内閣総理大臣は、前項の規定による申立があつたときは、その申立のあつた日から三十日以内にこれについて決定し、これを申立人に通知しなければならない。
- 9 本条により決定された補償金の額に不服がある者は、訴をもつてその増額を請求することができる。
- 10 前項の訴においては、国を被告とする。
- 11 前各項に定めるものの外、第六項の規定による損失の補償の実施に関し必要な事項は、政令で定める。
- (火薬類取締法の適用除外)
- 第六百六條 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)の規定は、第二條から第四條まで、第七條、第九條第一項及び第二項、第十條から第十三條まで、第十四條

- 第一項、第十五條、第十九條第二項、第二十八條、第二十九條、第三十條第一項、第三十一條第一項、第三十三條第一項及び第三十二條、第三十三條第一項及び第三十三條、第三十五條、第三十九條第一項、第四十六條第二項並びに第五十條の規定を除き、自衛隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱については、適用しない。
- 2 自衛隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱については、火薬類取締法(前項の規定により適用を除外される規定を除く)の適用については、政令で特別を定めることができる。
- 3 長官は、第一項の規定にかかわらず、自衛隊が取り扱う火薬類について、火薬類取扱法及びこれに基く命令の規定に準拠して製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱に関する技術上の基準を定め、その他火薬類に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。
- (航空法の適用除外)
- 第七百七條 航空法中第十一條、第二十條第一項、第二十八條第一項及び第三十二條、第三十四條第二項、第三十八條第一項、第五十七條から第五十九條まで、第六十五條、第六十六條、第八十六條、第八十九條、第九十條、第九十五條、第九百三十二條第一項及び第二項並びに第九百三十四條第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航

- に従事する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。
- 2 航空法第四十九條から第五十一條までの規定は、自衛隊が設置する飛行場について準用する。この場合において、同法第四十九條第二項中「第四十條第四十三條第二項において準用する場合を含む。」の告示とあるのは、保安庁長官の告示とし、同法第五十條中「当該飛行場の設置又は第四十三條第一項の施設の変更」とあるのは「当該飛行場の設置又は変更」と読み替へるものとする。
- 3 自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章(第一項の規定を除く)の規定の適用については、政令で特別を定めることができる。
- 4 航空法第六十條から第六十四條まで、第七十六條、第七十九條から第八十一條まで、第八十四條、第八十八條及び第九十一條の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた場合において、同法第七十九條から第八十一條までの規定は、第七十八條第一項若しくは第八十一條第二項の規定により出動を命ぜられた場合又は第八十三條第二項の規定により派遣を命ぜられた場合において、それぞれ政令で定めるところにより、自衛隊の航空機及び航空機に乗り組んで運航に従事する者については適用しない。

- 5 長官は、第一項及び前項の規定にかかわらず、自衛隊が使用する航空機の安全性及び運航に関する基準、その航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。
- 6 長官は、前項の規定による基準を定めようとする場合には、あらかじめ運輸大臣と協議するものとする。
- (労働組合法等の適用除外)
- 第八百八條 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)及び船舶員法(昭和二十二年法律第百号)(第一條、第二條、第七條から第十八條まで、第二十條、第二十五條から第二十七條まで、第二百二十六條(第六号及び第七号を除く)、第二百七十七條、第二百八十八條(第三号を除く)及び第二百九十四條並びにこれらに関する第二百十條の規定を除く)並びにこれらに基く命令の規定は、隊員については、適用しない。
- (船舶法等の適用除外)
- 第九百九條 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)及び船舶積量測定法(大正三年法律第三十四号)

の規定は、海上自衛隊（防衛大学校を含む。以下本章中同じ。）の使用する船舶については、適用しない。但し、船舶安全法第二十八條の規定中危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分は、海上自衛隊の政令で定める船舶については、適用があるものとする。

2 海上自衛隊の使用する船舶は、総理府令で定めるところにより、国の所有に属するものにあつては国籍を証明する書類を、その他のものにあつては海上自衛隊の使用するものであることを証明する書類を備へなければならぬ。

（船舶職員法の適用除外）

第百十條 船舶職員法（昭和二十六年法律第四十九號）の規定は、海上自衛隊の使用する船舶及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する隊員については、適用しない。

（海上自衛隊の使用する船舶についての技術上の基準等）

第百十一條 長官は、海上自衛隊の使用する船舶について堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準及び配員の基準を定めなければならない。

（電波法の適用除外）

第百十二條 電波法（昭和二十五年法律第三十一號）第百四條の規定にかかわらず、同法の規定のうち、無線局の免許及び検査並びに無線従事者に関するものは、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合について、適用しない。

2 長官は、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合に、その使用する周波数について、郵政大臣の承認を受けなければならない。

3 自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合に、前項に規定する周波数の使用に關し、他の無線局の運用を阻害するような通信を防止するため、郵政大臣が定めるところに従うものとする。

4 長官は、無線通信の良好な運行を確保するため、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合における無線局の開設及び検査並びに当該無線局で無線通信に従事する者に關し必要な基準を定めなければならない。

（道路運送法の適用除外）

第百十三條 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三號）第九十九條、第百二十六條及び第百二十七條の規定は、自衛隊の使用する自動車のうち、政令で定めるものについては、適用しない。

（道路運送車両法の適用除外）

第百十四條 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五號）の規定は、自衛隊の使用する自動車のうち、政令で定めるものについては、適用しない。

2 道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、長官は、保安基準並びに整備及び検査の基準を定めなければならない。

3 道路運送車両法の規定が適用さ

れない自動車は、長官の定めるところにより、他の自動車と明らかに識別することができるような番号及び標識を付さなければならない。

4 自衛隊の使用する自動車以外の自動車は、前項に規定する番号若しくは標識又はこれらにまぎらわしい番号若しくは標識を付してはならない。

5 第三項の自動車に付する標識の制式は、官報で告示する。

（銃砲刀剣類等所持取締令の適用除外）

第百十五條 銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四號）第二十五條の規定は、自衛隊の保有する銃砲については、適用しない。

（麻薬取締法の特例）

第百十六條 自衛隊の部隊で政令で定めるものは、麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四號）第二十六條第一項及び第二十八條第一項の規定にかかわらず、麻薬を譲り受け、及び所持することができ、この場合においては、当該部隊の長は、麻薬取締法の適用については、麻薬管理とみなす。

（委任規定）

第百十七條 この法律に特別の定めがあるものの外、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則

第百十八條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五十九條第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第六十二條第一項又は第二項の規定に違反した者

三 正当な理由がなくて自衛隊の保有する武器を使用した者

四 前項第一号に掲げる行為を企て、教唆し、又はそのほう助をした者は、同項の刑に処する。

第百十九條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は禁こに処する。

一 第六十一條第一項の規定に違反した者

二 第六十四條第一項の規定に違反して組合その他の団体を結成した者

三 第六十四條第二項の規定に違反した者

四 第七十條第二項の規定による防衛招集命令を受けた予備自衛官で、正当な理由がなくて指定された日から三日を過ぎてなお指定された場所に出頭しないもの

五 第七十七條又は第七十九條第一項の規定による出動待機命令を受けた者で、正当な理由がなくて職務の場所を離れ七日を過ぎたもの又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて七日を過ぎてなお職務の場所につかないもの

六 第七十八條第一項又は第八十一條第二項に規定する治安出動命令を受けた者で、上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しないもの

七 上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者

八 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者

2 前項第二号若しくは第四号から第六号までに規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第三号、第七号若しくは第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

第百二十條 第七十八條第一項又は第八十一條第二項に規定する治安出動命令を受けた者で、左の各号の一に該当するものは、五年以下の懲役又は禁こに処する。

一 第六十四條第二項の規定に違反した者

二 正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて三日を過ぎてなお職務の場所につかない者

三 上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者

四 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者

2 前項第二号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号、第三号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

第二百一十一條 自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二百二十二條 第七十六條第一項の規定による防衛出動命令を受けた者で、左の各号の一に該当するものは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

一 第六十四條第二項の規定に違反した者

二 正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくように命ぜられた日から三日を過ぎた者

三 上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しない者

四 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者

五 警戒勤務中、正当な理由がなくて勤務の場所を離れ、又は睡眠し、若しくはめいいていして職務を怠つた者

2 前項第二号若しくは第三号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのはたらきをした者又は同項第一号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせんと動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

附則

1 この法律は、防衛庁設置法施行の日から施行する。但し、附則第二項及び附則第十七項の規定は、公布の日から施行する。

2 保安庁の長官官房若しくは各局、第一幕僚監部若しくは第二幕僚監部、保安研修所、保安大学校、技術研究所又は第一幕僚長若しくは第二幕僚長の監督を受ける部隊若しくは機関に勤務する職員は、この法律の施行前においても、この法律の定めるところにより、職務の宣誓を行うことができる。

3 前項の職員で、同項の規定によりあらかじめ職務の宣誓を行つたものは、別に辞令を発せられない限り、それぞれ相當の防衛庁の長官官房若しくは各局、陸上幕僚監部若しくは海上幕僚監部、防衛研修所、防衛大学校、技術研究所又は陸上幕僚長若しくは海上幕僚長の監督を受ける部隊若しくは機関の相當の職員となるものとする。

4 保安庁の保安官又は警備官で前項の規定により自衛官となるものの階級は、別に辞令を発せられない限り、従前の保安官又は警備官の階級に相當するこの法律に規定する階級とする。

5 前二項の規定により自衛官その他の隊員となつた者に対し、従前の規定に基いてなされた任用上の決定その他の手続は、この法律の相當規定に基いてなされたものとみなす。

6 附則第四項の規定により陸士長、一等陸士又は二等陸士なる自衛官となつた者についての任用期間は、第三十六條第一項の規定にかかわらず、二年とし、その者が警察予備隊の警察官又は保安庁の保安官として採用された日（旧警

察予備隊令施行令（昭和二十五年政令第二百七十一号）第五條但書又は旧保安庁法（昭和二十七年法律第二百六十五号）以下「旧法」という。）第三十三條第三項の規定により引き続き任用されている者にあつては、引き続き任用された日）から起算するものとする。

7 この法律の施行の前において、従前の規定によりその意に反して免職された者は、すでに従前の規定により保安庁長官に対して審査の請求をしてゐる場合を除き、政令で定めるところにより、長官に対して、その審査を請求することができる。

8 この法律の施行の際、現に保安庁の公正審査会に係属している事案は、第四十九條第四項に規定する防衛庁の公正審査会に係属しているものとみなす。

9 この法律の施行の際、現に旧法第七十七條第一項各号に掲げる犯罪について、同法同条同項に規定する部内の秩序維持の職務に専従する保安官又は警備官が行つてゐる刑事訴訟法の規定による手続は、この法律の相當規定に基いて部内の秩序維持に専従する自衛官がした手続とみなす。

10 第九十六條第一項に規定する部内の秩序維持の職務に専従する自衛官は、同項各号に掲げる犯罪の外、政令で定めるところにより、

旧法第七十七條第一項各号に掲げる犯罪についても、この法律第九十六條第二項の規定の例により、刑事訴訟法の規定による司法警察職員としての職務を行うことができる。

11 警察法（昭和二十九年法律第七号）の施行の日までの間は、第八十九條、第九十二條、第九十三條第一項及び第三項、第九十四條第一項並びに第九十六條第三項中「警察官職務執行法」とあるのは「警察官等職務執行法」と、第九十七條第二項中「警察庁及び都道府県警察」とあるのは「国家地方警察及び自治体警察」と、同条第三項中「都道府県警察」とあるのは「自治体警察」と読み替へるものとする。

12 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

13 保安庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

防衛庁職員給与法

第一条中「保安庁の職員（海上公安局の職員を除く。以下「職員」という。）を「防衛庁の職員（以下「職員」という。）に改める。

第三条第一項本文中「職員」を「職員（予備自衛官を除く。以下本条において同じ。）」に改め、同項但書を次のように改める。

「予備自衛官（以下「予備自衛官」という。）を命ぜられてゐる場合、自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶に乗り組んでゐる場合その他政令で定める特別の事由がある場合には、政令で定めるところにより、職員の収入により生計を維持する者で職員の指定するものにその給与の全部又は一部を支払ふことができる。

第四条第一項中「保安庁の次長又は官房長、局長、」を「防衛庁の次長（以下「次長」という。）統合幕僚会議の議長たる自衛官（以下「議長」という。）並びに防衛庁の参事官、」に改め、同条第二項中「保安庁を「防衛庁に、」官房長等、保安官、警備官、保安大学校の学生を「議長、参事官等、自衛官（議長を除く。以下同じ。）予備自衛官、防衛大学校の学生（以下「学生」という。）」に改め、同条第三項中「保安大学校」に改め、同条第三項中「保安官及び警備官」を「自衛官」に改める。

第五条中「保安大学校の学生を「議長、予備自衛官、学生」に改める。

第六条第三項中「官房長等」を「参事官等」に、「保安官及び警備官」を「自衛官」に改める。

第七条第二項中「二等保安士補以下の保安官が三等保安士以上の保安官（以下「幹部保安官」という。）に、又は一等警備士補以下の

一項又は同法第八十一條第二項の規定による出動（以下「出動」という。）を命ぜられてゐる場合、自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶に乗り組んでゐる場合その他政令で定める特別の事由がある場合には、政令で定めるところにより、職員の収入により生計を維持する者で職員の指定するものにその給与の全部又は一部を支払ふことができる。

予備自衛官（以下「予備自衛官」という。）を命ぜられてゐる場合、自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶に乗り組んでゐる場合その他政令で定める特別の事由がある場合には、政令で定めるところにより、職員の収入により生計を維持する者で職員の指定するものにその給与の全部又は一部を支払ふことができる。

警備官が三等警備士以上の警備官（以下「幹部警備官」という。）に昇任した場合を、「一等陸曹、一等海曹又は二等空曹以下の自衛官（以下「陸曹等」という。）が三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官（以下「幹部自衛官」という。）に昇任した場合に、「幹部保安官の候補者である一等保安士補以下の保安官又は幹部警備官の候補者である一等警備士補以下の警備官を幹部自衛官の候補者である陸曹等を幹部自衛官に昇任した者」に改める。

第八条第二項中「幹部保安官が一等保安士補以下の保安官に、又は幹部警備官が一等警備士補以下の警備官に降任した場合」を「幹部自衛官が陸曹等に降任した場合」に、「幹部保安官の候補者である一等保安士補以下の保安官であつた者又は幹部警備官の候補者である一等警備士補以下の警備官であつた者」を「幹部自衛官の候補者である陸曹等から幹部自衛官に昇任した者」に改める。

第十条第一項中「保安高等学校の学生」を「予備自衛官、学生」に改める。

第十一条第一項中「官房長等」を「議長、参事官等」に改め、同条第二項中「保安官及び警備官」を「自衛官」に改める。

第十二条第三項中「官房長等」を「議長、参事官等」に改め、同条第四項中「保安官及び警備官」を「自衛官」に改める。

第十三条第一項各号列記以外の部分中「保安庁長官」を「防衛庁長

官」に改め、同条第二項但書中「保安官及び警備官」を「自衛官」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 出動を命ぜられている職員、自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶に乗り組んでいる職員その他政令で定める特別の事由がある職員の扶養親族に関する届出について必要な事項は、政令で定める。

第十四条第一項中「官房長等」を「議長、参事官等」に改め、同条第三項後段中「保安庁職員給与法」を「防衛庁職員給与法」に改める。

第十六条を次のように改める。
（乗組手当及び航空手当）
第十六条 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶（政令で定めるものを除く。以下本条及び次条において同じ。）に乗り組んでいる自衛官は乗組手当を、自衛隊の使用する航空機に乗り組んで政令で定める職務を行うことを命ぜられている自衛官（以下次項において「乗員」という。）には航空手当を支給する。

2 乗組手当及び航空手当は、前項の自衛官が乗り組まなかつた日又は乗員として勤務しなかつた日については、それぞれ政令で定めるところにより特に乗り組んだものとみなされる日又は乗員として勤務したものとみなされる日を除き、支給しない。

3 乗組手当及び航空手当の額は、第一項の自衛官の受ける俸給の百分の二十五以内において政令で定める。

第十七条第一項中「保安庁の使用する船舶に乗り組むことを命ぜられた警備官又は保安官」を「自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶に乗り組んでいる自衛官」に、「これらの者が乗り組む船舶」を「その者が乗り組む自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の航海手当の額は、政令で定める。

第十七条第三項中「警備官又は保安官」を「自衛官」に改める。

第十八条第一項中「一等保安士補以下の保安官又は一等警備士補以下の警備官」を「陸曹等」に、「保安庁法第五十条」を「自衛隊法第五十五条」に改める。

第十八条の二第一項中「非常勤の者」を「予備自衛官及び非常勤の者」に改め、「保安高等学校」を「保安大学校」に改め、同条第二項中「保安官及び警備官」を「自衛官」に改め、同条第三項中「保安官及び警備官を除く。以下次条第二項において同じ。」を「乗組手当」、「航空手当」、「防衛庁長官」に改める。

第十九条中「乗組手当」を「乗組手当、航空手当」に改める。

第二十二条中「保安官、警備官及び保安高等学校の学生」を「自衛官、訓練招集に就いている予備自衛官及び学生」に改め、「国は、」の下に「政令で定めるところにより、」を加える。

第二十三条第二項中「官房長等」を「議長、参事官等」に、「保安官及び警備官」を「自衛官」に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。
（予備自衛官手当等）

第二十四条の二 予備自衛官には、予備自衛官手当を支給する。

2 前項の予備自衛官手当の月額額は、千円とする。

3 予備自衛官手当は、予備自衛官となつた日の属する月から、予備自衛官以外の者となり、又は死亡した日の属する月まで支給する。

4 予備自衛官が左の各号の一に該当する場合には、前三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、予備自衛官手当を支給しないことができる。

一 自己の責に帰すべき事由に因つて退職させられた場合
二 政令で定める特別の事由がないにもかかわらず退職した場合

三 正当の事由に因らないで訓練招集に応じなかつた場合
四 訓練招集に応じた予備自衛官には、訓練招集に応じた期間一日につき、政令で定める額の訓練招集手当を支給する。

6 前五項に規定するものの外、予備自衛官手当及び訓練招集手当の支給については必要な事項は、政令で定める。

第二十五条第一項中「保安大学校」を削る。

第二十七条第一項中「保安庁長官」を「防衛庁長官」に、「保安庁」を「防衛庁」に改め、同条第二項本文「次長及び官房長等」を「次

長、議長及び参事官等」に、「保安官及び警備官」を「自衛官」に、「乗組手当」、「乗組手当、航空手当」、「一等保安士補以下の保安官又は一等警備士補以下の警備官」を「陸曹等」に改める。

第二十八条第一項を次のように改める。
自衛隊法第三十六条の規定により任用期間を定めて任用されている陸士長以下の自衛官（以下「任用期間の定めのある職員」という。）がその任用期間を満了した日に退職し、又は死亡した場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給日額に、左の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日数を乗じて得た額を支給する。

一 任用期間が二年である者
二百二十日
二 任用期間が三年である者
二百八十日

第二十八条第二項中「前項の表の上欄に掲げる職員が同項に規定する期間」を「任用期間の定めのある職員がその任用期間」に改め、同条但書中「退職手当の額」の下に「その退職又は死亡の日におけるその者の俸給日額の百二十日分（前項二号に掲げる者にあつては、百八十日分）に相当する額をこえるとき、又は」を加え、同条第三項中「警査長以下の警備官として採用された者」に「その採用された日から、保安庁法附則第九項の規定により警査長以下の警備官となつた者」を加へて昭和

しくは職務の級又は号俸は、それ
れ改正前の保安庁職員給与法
(以下「改正前の給与法」という。)
の規定によりその者が属している
級若しくは職務の級又はその者が
受けている号俸に対応する級若し
くは職務の級又は号俸とする。こ
の場合において、その者が従前受
けていた俸給月額又は俸給日額が
新たにその者が属することとなつ
た級若しくは職務の級又は階級に
おける俸給の幅の最高号俸による
額をこえている場合においては、
それぞれその額をもつてその者の
俸給月額又は俸給日額とする。

15 附則第四項の規定により陸士
長、一等陸士若しくは二等陸士
又は一等陸曹、二等陸曹若しく
は三等陸曹となつた者で、左の
各号の一に該当するものに對す
る退職手当の支給については、
なお従前の例による。

一 昭和二十七年八月一日から昭
和二十七年十月十四日までの間
においてその任用期間が経過し
、一等警察士補、二等警察士
補又は三等警察士補である警察
予備隊の警察官(以下「警察士
補」という。)として引き続いて
任用された者

三 昭和二十七年七月一日から昭
和二十七年十月十四日までの間
において警察長以下の警察予備
隊の警察官として任用された者
四 保安長以下の保安庁の保安官
(以下「保安長等」という。)とし
て任用された者

16 改正後の防衛庁職員給与法(以
下「改正後の給与法」という。)第二
十八条第三項の規定は、附則第四
項の規定により海士長、一等海
士、二等海士又は三等海士となつ
た自衛官で、左の各号に掲げるも
のがそれぞれ当該各号に定める日
から起算して二年の期間が経過す
る前において、公務上死亡し、又
は公務上の傷の疾病に因りその職
に堪えないで退職した場合につい
て準用する。

一 警察長以下の保安庁の警備官
として任用された者にあつて
は、任用の日

二 旧法附則第九項の規定により
警察長以下保安庁の警備官とな
つた者にあつては、昭和二十七
年八月一日

算した日数と保安士補(警察士補
を含む。)としての勤続期間一月に
つき二・五日の割合で計算した日
数との合計日数を乗じて得た額を
支給する。この場合における勤続
期間は、月によつて計算するもの
とし、保安長等から保安士補に昇
任した日の属する月は、昇任前の
階級に属するものとする。

18 前三項の規定及び改正前の給与
法第二十八条の規定に基いて支給
された退職手当の額の計算の基礎
となつた在職期間は、国家公務員
等退職手当暫定措置法第七条の勤
続期間の計算については、その期
間から除算する。

19 隊員に係る公務上の災害に對す
る改正前の給与法第二十七条の規
定(船員法第一条に規定する船員
である隊員にあつては、労働基準
法等の施行に伴う政府職員に係る
給与の応急措置に関する法律(昭
和二十二年法律第六十七号)の
規定)による補償又はこれに相当す
る給与若しくは給付で、この法律
の施行前において支給すべき事由
の生じたものの支給については、
なお、従前の例による。但し、こ
れらの法律の規定に基いて国が支
給する隊員に係る公務上の災害に
對する補償又はこれに相当する給
与若しくは給付の支給について異
議のある者は、長官に對して、審
査を請求することができる。

20 改正後の給与法第二十七条第一
項において準用する国家公務員災
害補償法(昭和二十六年法律第百

九十一号)第二十四条から第二十
七条までの規定は、前項の場合に
ついて準用する。

21 恩給法(大正十二年法律第四十
八号)の一部を次のように改正す
る。

第二十條第二項第二号中「保安
庁次長」を「防衛庁次長」に改め、
同条同項第六号から第八号までを
次のように改める。

六 海上保安官
七 自衛官
八 削除
第二十三條第五号から第七号ま
でを次のように改める。

五 海上保安士タル海上保安官
六 一等陸曹、一等海曹若ハ一
等空曹、二等陸曹、二等海曹
若ハ二等空曹、三等陸曹、三等
海曹若ハ三等空曹、陸士長、
海士長若ハ空士長、一等陸
士、一等海士若ハ一等空士、
二等陸士、二等海士若ハ二等
空士又ハ三等陸士、三等海士
若ハ三等空士タル自衛官
第四十四條第三項中「第二十條
第二項第七号及第八号並第二十
三條第六号及第七号」を「第二十
三條第六号及第七号」に改める。

第五十九條但書中「第二十條第
二項第七号若ハ第八号又ハ第二
十三條第六号若ハ第七号」を「第
二十條第二項第七号(統合幕僚會議ノ
議長タル自衛官ヲ除ク)又ハ第二
十三條第六号」に改める。
第五十九條ノ第三号中「保安

庁ノ職員(海上公安局ノ職ヲ除
ク)を「防衛庁ノ職員」に、「保安
庁職員給与法」を「防衛庁職員給
与法」に改める。

22 国家公務員共済組合法(昭和二
十三年法律第六十九号)の一部を
次のように改正する。

第二條第二項第一号の次に次の
一号を加える。

一の二 防衛庁に属する職員
總理府
第九十四條第一項に次の一号を
加える。

三 防衛大学校の学生
23 国家公務員に對する寒冷地手当
及び石炭手当の支給に関する法律
(昭和二十四年法律第二百号)一
の部を次のように改正する。

第四條中「保安官及び警備官」を
「自衛官」に、「保安庁長官」を「防
衛庁長官」に改める。
24 地方税法(昭和二十五年法律第
二百二十六号)の一部を次のよう
に改正する。
第二百六十二條第五号中「保安
庁職員給与法」を「防衛庁職員給
与法」に改める。
25 この法律の施行前に給与事由の
生じた恩給については、改正後の
恩給法第二十条第二項第二号及び
第六号から第八号まで、第二十三
條第五号から第七号まで並びに第
五十九條ノ第三号の規定にかか
わらず、なお、従前の例による。
26 この附則に定めるものの外、こ
の法律の施行のため必要な経過措
置は、政令で定める。

別表第一

方面隊及び管 区隊の名称	方面總監部及び管区總監部	
	名 称	位 置
北部方面隊	北部方面總監部	札幌市
第一管区隊	第一管区總監部	東京都
第二管区隊	第二管区總監部	旭川市
第三管区隊	第三管区總監部	伊丹市
第四管区隊	第四管区總監部	福岡県筑紫郡春日村

別表第二

地方隊の名称	地 方 総 監 部	
	名 称	位 置
横須賀地方隊	横須賀地方總監部	横須賀市
舞鶴地方隊	舞鶴地方總監部	舞鶴市
大湊地方隊	大湊地方總監部	青森県下北郡大湊町
佐世保地方隊	佐世保地方總監部	佐世保市
呉地方隊	呉地方總監部	呉市

○木村國務大臣 今回提出いたしました防衛庁設置法案及び自衛隊法案につきましては提案の理由並びにその内容の概略を御説明いたします。

御承知のごとく、保安庁は、昭和二十七年八月、当時の警察予備隊及び海上警備隊を統合して創設したものでありまして、わが国の平和と秩序を維持し、人命財産を保護するため特別の必要ある場合において行動することを任務としたものであります。保安庁は、創設以来一年有七箇月、保安庁法の規定するところに従つて、その任務を遂行するため諸般の整備をはかり、必要なる訓練を行つて今日に至つております。

ては、現在の国際及び国内の諸情勢にかんがみ、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、この際さらに自衛力を増強することを適当と認めらるに至りました。よつて今回保安隊及び警備隊を陸上自衛隊、海上自衛隊に改め、自衛官等の定員を増加するとともに、新たに航空自衛隊を設けることとしたし、かつ、その任務として、外部からの侵略に対するわが国の防衛を明確に規定する等の目的をもつて保安庁法を改正して防衛庁設置法及び自衛隊法を制定せんとするに至つた次第であります。

次に両法案の内容の概略について述べます。まず防衛庁設置法案について御説明いたします。

防衛庁は、総理府の外局として設置するものでありまして、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を管理し、運営し、これに関する事務を行うことを任務とするものであります。

防衛庁の長は、従前の通り国務大臣をもつて充てるものでありますが、今回内部部局に新たに教育局を加え、同時に、防衛庁の所掌事務に関する基本的方針の策定について長官を補佐する参事官の制度を設けることとしたし、他面従前ありました内部部局の課長以上の職に対する制服職員の経歴者の任用制限は、これを設けないこととしたしました。次に幕僚監部につきましましては、航空自衛隊の新設に伴い、従前の第一幕僚監部、第二幕僚監部に相当する陸上幕僚監部、海上幕僚監部のほか、航空自衛隊についての長官の幕僚機関として、新たに航空幕僚監部を設けることとしたしました。また自衛隊の増強に伴い、陸上、海上、航空の各自衛隊を統合した見地からの防衛計画、後方補給計画、訓練計画の方針の作成及び調整や、出動時における指揮命令の統合調整等に関して、長官を補佐することを任務とする統合幕僚会議を新設して、自衛隊の総合的かつ有効なる運営をはかることを期することとしたしました。なお、このほか陸上、海上、航空各自衛隊の所要物件並びに役務の調達に可及的の一元化と効率化をはかり、建設工事等についてもこれを統一的かつ経済的に処理せしめるため、新たに防衛庁の附属機関として調達実施本部及び建設本部を設けることとしたしました。

次に国防会議について申し上げます。国防会議は、国防に関する重要事項を審議する機関として内閣に置かれるものでありまして、国防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛計画に関連する産業等の調整計画の大綱、防衛出動の可否等に関して内閣総理大臣の諮問にこたえ、国防に関する重要事項につき、必要に応じ、内閣総理大臣に対して意見を述べることが任務とするものであります。

国防会議の構成、運営等は、別に法律で定めることとしております。次に自衛隊法案について主要な事項を御説明申し上げます。

この法律案は、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等に関し、おおむね現在の保安庁法の内容を基礎として規定したものであります。次に述べる任務に即応し必要な規定の追加、整備を行つております。

まず自衛隊の任務といたしましては、わが国の平和と独立を守り国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対してわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じて公共の秩序の維持に当るものといたしまして、その防衛の任務を規定いたしました。

次に自衛隊の行動につきましては、外部からの武力攻撃に際しては、わが国を防衛するため必要があるときは、内閣総理大臣は、原則として事前に、特に緊急の必要のある場合には、事後、ただちに国会の承認を得まして、自衛隊に対し防衛出動を命ずることができるとこととしたしました。この防衛出動時における自衛隊の武力行使は、国際法の規則、慣例を遵守し、かつ事態に

じ合理的に必要な限度にとどまるべきものと、またこの場合には、原則として都道府県知事を通じて一定地域において施設の管理、物資の収用、業務従事命令等を行うことができることとしております。

このような事態に処して、自衛隊の防衛にあたる実力を急速かつ計画的に確保することを目的として、この法案におきまして、新たに志願による予備自衛官制度を規定いたしました。予備自衛官は、防衛出動時に、内閣総理大臣の承認を得て発せられる長官の防衛召集命令に応じた場合には自衛官として勤務し、その他の場合には自衛官として勤務し、訓練招集に応じて訓練を受ける以外には勤務することのない隊員でありまして、その採用は自衛官等の退職者中よりの志願により、三年を期間として任用することとしたし、その手当等について規定してあるのであります。

前述の防衛出動のほか、公共の秩序維持のため、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては治安を維持することができないと認められる場合における内閣総理大臣の命令による出動、治安維持上重大な事態につき都道府県知事の要請があつた場合における出動、海上における警備行動、災害時における救援のための行動等、すべて現行保安庁法に認めてゐると同様の規定を設けておりますが、さらに外国の航空機が不法にわが領空に侵入した場合における必要な措置について規定いたしました。

この法律案中に規定するその他の事項は、前にも述べましたごとくおおむね保安庁法と同様であります。自衛

隊の指揮監督、部隊等の組織及び編成の大綱等を規定し、隊員の服務についで、のるべき明確な規定を設け、罰則を整備し、関係法律の適用について一層の整理を行う等必要な整備を行つておきます。なお、この法律の施行に伴い、現在の海上公安局法は、これを廃止することといたしました。

以上今回提出いたしました法律案の提案の理由及び内容の概要を申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○稲村委員長 次はただいまの二法案につきそれぞれ政府委員の補足説明を求めます。増原政府委員。

○増原政府委員 防衛庁設置法案につきまして、その内容を順序を追つて御説明いたします。

この法律案は保安庁法の全部を改正するものであります。本文は三章、四十三箇条、附則十六項からなっております。

第一章は総則でありまして、この法律の目的として防衛庁の所掌事務の範圍及び権限を定め、かつその任務を能率的に遂行するに足る組織を定めるとともに、国防会議の設置について定める旨を規定しております。

第二章は防衛庁に関する規定であります。

その第一節は通則でありまして、防衛庁は総理府の外局として置かれ、その長官は国務大臣をもつて充てることがしてあります。この長官の権限については保安庁法の場合と同様に定めてあります。

防衛庁の任務については、ただいま

提案理由の説明に述べられた通りであります。

次に防衛庁の職員は十六万四千五百三十八人で、これは現在の保安庁の職員に比して、四万一千三百八十六人の増加となつております。この増加のうち、自衛官の増加は三万一千七百九十二人で、その他の職員は九千五百九十四人でありま

す。その他本節においては、防衛庁の権限、次長の任務等について、おおむね保安庁法の例にならつて規定しておりますが、ただ新たに、長官の命を受け防衛庁の所掌事務に関する基本的方針の策定について長官を補佐する参事官八人以内を置くことといたしました。

また第六條においては、自衛隊の任務、自衛隊の部隊及び機関の組織及び編成、自衛隊に関する指揮監督、自衛隊の行動及び権限等については、自衛隊法で定めることを規定しております。

第二節は内部部局に関する規定であります。内部部局については、保安庁における官房及び四局に新たに教育局を加え、官房長及び局長は参事官をもつて充てることといたしました。官房及び各局の分掌事務、内部部局の職員、内部部局における自衛官の勤務、官房長及び局長と幕僚長等との関係については、おおむね保安庁法における同様の規定をしておりますが、ただ現行の課長以上の職への幹部自衛官の経歴者の任用の制限は、これを規定しないことといたしました。

第三節は幕僚監部に関する規定であります。陸上自衛隊についての陸上幕僚監部、海上自衛隊についての海上

幕僚監部のほかに、航空自衛隊の新設

によりこれについての長官の幕僚機関として、新たに航空幕僚監部を設けましたことは、すでに述べられた通りであります。幕僚監部の所掌事務及び幕僚監部の職員に関する規定等は、すべて保安庁法にならつております。ただ、新たに、各幕僚監部にその所掌事務のほか、事務運営の便宜をはかつて、他の幕僚監部の事務の一部を処理させることができる旨の規定を設けてあります。

第四節は新設いたしました統合幕僚会議に関する規定であります。統合幕僚会議の設置の趣旨は提案理由においてすでに述べられた通りでありまして、これが所掌事項は、(一)統合防衛計画の作成及び幕僚監部の作成する防衛計画の調整に関する事、(二)統合後方補給計画の作成及び幕僚監部の作成する後方補給計画の調整に関する事、(三)統合訓練計画の方針の作成及び幕僚監部の作成する訓練計画の方針の調整に関する事、(四)出動時における自衛隊に対する指揮命令の統合調整に関する事、(五)防衛に関する情報の収集及び調査に関する事等でありま

す。統合幕僚会議は、議長並びに陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をもつて構成し、議長がこの会議の会務を総理いたします。議長は専任とし、自衛官をもつて充て、議長たる自衛官は自衛官の最上位にあるものと定めたのであります。会議の議事の運営については長官が定めることとしておりますが、この会議の事務をつかさどらせるため統合幕僚会議に事務局を置き、その職員等について規定いたしました。

第五節は部隊及び機関に関する規定

でありまして、本節においては陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びにその職員についての根拠的な事項を規定するとともに、部隊及び機関の組織、編成及び所掌事務その他の事項は、すべて自衛隊法において定めることといたしております。

第六節は附属機関に関する規定であります。保安庁の附属機関は保安研修所、保安大学校及び技術研究所であり、保安大学校及び技術研究所は、これにかわる防衛研究所、防衛大学校及び技術研究所のほかに、新たに附属機関として、建設本部及び調達実施本部を設けることとしてあります。建設本部は、施設に関する業務を一元化して、これが運営を能率的ならしめるため、現在第一幕僚長の監督下にある中央建設部を母体として創設し、自衛隊を通じての施設の取得、建設工事の実施及び一定の行政財産の管理を行わせるものであります。調達実施本部は、陸上、海上、航空の各自衛隊を通じての必要な一定の装備品等及び役務の調達を行う機関として設けるものであります。これによつて、防衛庁の調達実施業務について、発注の統一、経費の節減等、調達実施業務の合理化、経済化を実現せんとするものであります。防衛研究所、防衛大学校及び技術研究所の所掌事務等についてはおおむね現在の保安庁法の例にならつて規定してあります。

第七節は職員に関する規定であります。本節では、保安庁法にならつて職員の仕事について規定するほかは、職員の任免、分限懲戒、服務その他人事管理に関する事項並びに階級及び服制については、すべて自衛隊法で定めるものとしておるのであります。

第三章は国防会議に関する規定であります。国防会議については、提案理由の説明ですでに述べられたのでありますが、これは、内閣に置かれ、国防に関する重要事項を審議する機関であります。内閣総理大臣は、(一)国防の基本方針、(二)防衛計画の大綱及び(三)この計画に関連する産業等の調整計画の大綱、(四)防衛出動の可否、(五)その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項については、国防会議に諮らなければならず、また、国防会議は国防に関する重要事項につき必要に応じて、内閣総理大臣に対し意見を述べることができると規定してあります。なお国防会議の構成その他国防会議に關し必要な事項は、別に法律で定めることといたしております。

附則におきましては、この法律は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することを規定するほか、この法律の施行に伴つて必要な関係法律の改正等を規定してあります。

以上をもちまして本法案の内容についての御説明を終わります。

次に自衛隊法案につきまして以下その内容を順次御説明いたします。この法律案は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱ひ等を規定することを目的としたものであります。本文九章、百二十二条、附則二十六項からなつております。

第一章は総則として、この法律の目的のほかに、定義や任務等を規定してあります。

(委員長退席、下川委員長代理着席)

は、おおむね現在の保安庁法の規定にならつて規定し、保安庁法の命令出動と要請出動とをそれ／＼命令による治安出動と要請による治安出動とに改めましたほか、保安庁法における同じく、海上における警備行動と災害派遣の規定を置いておるのであります。以下その内容について申し述べます。

まず防衛出動についてであります。が、外部からの武力攻撃及びそのおそれのある場合に際してわが国を防衛するため必要があると認める場合には、内閣総理大臣はあらかじめ国会の承認を得て、自衛隊の全部または一部に出動を命ずることができるとしてあります。特に緊急の必要があるときは国会の承認を得ないで出動を命ずることができるとして、この場合は出動後た

事の要請による場合とあります。命令による治安出動は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつて治安を維持することができな

防衛出動または命令による治安出動の場合において、内閣総理大臣が特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部または一部をその統制下に

遣する、いわゆる災害派遣に関する規定も、保安庁法の当該規定にならつて規定しましたが、たゞ本法においては、この種の災害において、事態に照

その他出動時の部隊等と都道府県知事、市町村長、警察消防機関その他の

以下その内容を申し上げますと、防

衛出動に際しては、出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため必要

治安出動時における自衛隊の権限は、保安庁法における命令出動時の保

災害派遣の場合においては派遣を命

一項、第三項及び第四項の権限、すな

第八項は難則に関する事項を規定し

先ず医官等必要な技術者を職員とし

防衛出動時における物資の収用等については二つの場合を規定いたしました。その一の場合は、出動を命ぜられた部隊の行動にかかると認められる場合に、都道府県知事が長官または政令で定める者の要請に基づき、病院等の施設を管理し、土地、家屋または物資等を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を業とする者に対して、その取扱う物資の保管を命じ、または物資を収用することができるとあります。但しこの場合は事態に照し緊急を要すると認めるときは、長官または政令で定めるものが都道府県知事に通知した上で、みずからこの権限を行うことができるものといたしました。その二の場合は同じく防衛出動時において自衛隊の任務遂行上特に必要があると認めるときは、当該自衛隊の行動にかかると認められる地域以外に、内閣総理大臣が告示して定めた地域内に限り、都道府県知事が長官または政令で定める者の要請に基づき、その一の場合と同様、施設の管理、土地等の使用、物資の収用または取扱物資の保管命令を発するほか、さらに当該地域内にある医療、土木建築工事または輸送を業とする者に対して、当該地域内においてこれらの者が現に従事している医療、土木建築工事または輸送の業務と同種の業務で、長官または政令で定める者が指定したものに従事することを命ずることができるとしたことであります。

以上はいづれの場合においても、その手続等は災害救助法の当該規定によることとし、また同法によつて必要な補償を行うこととしております。

防衛出動時における自衛隊の任務遂行上必要があると認める場合に、緊急を要する通信を確保するため公衆電気通信設備の利用等について長官が郵政大臣に要求を行い、郵政大臣はこの要求に沿うように適當の措置をとるものと規定したことも新しい事項であります。

自衛隊の訓練のため水面を使用する必要があるときは、内閣総理大臣は、農林大臣及び関係都道府県知事の意見を聞いた上、一定の区域及び期間を定めて漁船の操業を制限または禁止することができるとし、この場合においては、所定の手続に従つて漁業経営者が経営上こうむつた通常の損失を補償することとしたしました。

その他、都道府県知事、市町村長等への募集事務の一部委任、機雷等の除去、土木工事等の受託、海上保安庁その他の官署との関係、自衛隊の船舶及び航空機の掲げる旗等については、保安庁法における当該規定とおおむね同様の規定を設けましたが、土木工事等の受託につきましては、この法律においてはその事業及び委託者の範囲を広げることとしております。

他の法令の適用除外または特例については、保安庁法におけるとおおむね同様であります。新たに道路運送法、道路運送車輛法、麻薬取締法、船舶法及び船舶積載測定法について必要な除外規定を設けましたほか、船舶安全法、航空法及び電波法について一部適用除外の規定を追加整備いたしました。

機その他の防衛の用に供するものの損壊または傷害について罰則を規定しました。また自衛隊の行動として防衛出動が規定されましたことに伴い、防衛出動命令を受けた者について保安庁法による命令出動を受けた者に対すると同様の態様の行為についての罰則を規定し、またこの場合における警戒勤務中の職務怠慢、及び予備自衛官が正当の理由がなく防衛招集命令に応じて出頭しなかつたことについての罰則の規定を設けました。その他の規定は、おおむね保安庁法の罰則の例にならつて規定したものであります。

最後に附則に関する事項について御説明申し上げます。附則に規定する事項は大別して三つになります。

第一は経過措置に関する事項であります。この法律は防衛庁設置法施行の日から施行するのでありますが、ただ保安庁に現に勤務する職員は、この法律の施行前においても職務の宣誓ができることとし、この職務の宣誓をした者が防衛庁のそれらの職員となるものといたしております。その他この事項に基いてなされた任用上の決定その他の手続の効力、この規定により陸士長、一等陸士、二等陸士となる者の二年の任用期間の算定方法、公正審査会に係属する事実の処理、司法警察職員たる保安官及び警備官の職務権限についての経過措置等であります。

第二は職員給与法の改正であります。ここでは片名、官名等の変更に基づく字句の改正を行いました。新たに統合幕僚会議の議長たる自衛官及び新設の参事官の俸給を定め、航空機搭乗員についての航空手当を規定しました。

た。また予備自衛官について月額千四の手当及び訓練招集中の訓練招集手当並びに訓練招集中における予備自衛官の死傷の場合の給与上の措置について必要な規定を設けました。また陸士長以下の自衛官について三年の任用期間のものを認めたことに伴い必要な特別退職手当を定め、さらに出動を命ぜられた職員に対する出動手当の支給等の必要な特別措置を別に法律で定めること、その他若干の必要な改正を行つております。

第三はこの法律に伴う関係法律の改正であります。片名、官名等の改正に伴い、恩給法、国家公務員法に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律、地方税等について必要な改正をいたしました。

以上をもちましてこの法律案の内容についての説明を終わります。

○稲村委員長 ただいまの二法案に対する質疑は、次会においてすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十五分散会